

きらめき



目次

① 私たちの一歩	1
② 「多様な性」について学ぶ	3
③ 声を聴こう	8
④ あなたならどうする？	11
⑤ SDGsについて考える	15
○ 難民問題	19
○ 仲間として	15
⑥ 「ハンセン病問題」等から学ぶ ↳ 偏見や差別のない社会の実現をめざして	22
⑦ アイヌの人々の歴史から学ぼう (◆ A アイヌの人々とその文化について考えよう)	25
⑧ 二人の三六五日 (◆ B 部落差別(同和問題)の 歴史について調べ、考えよう)	29
⑨ ユニバーサル社会の実現	33
○ 希望	38
○ 「便利」の落とし穴	38

参考資料

◆ A アイヌの人々とその文化について考えよう	43
◆ B 部落差別(同和問題)の歴史について調べ、考えよう	44
◆ C 人権に関する近年のあゆみ	57

わたし いっ ぽ 私たちの一歩

ちゅうがっこう 〇〇中学校ルール

年 組 名前()

1 ある中学校のルールについて「子どもの権利条約」や今まで人権学習で学んだことをふり返りながら、「人権が守られていないから変える」もしくは「人権が守られているので変えない」という視点で考えてみよう。また、理由も含めて意見交換しよう。

ルール (例)	ルールに対する考え	そう考える理由
①男子の髪は襟につかない長さ、女子の髪は肩以上長い場合は、ゴムで結ぶ。	☐ 変える ☐ 変えない	
②登下校は必ず制服を着用する。	☐ 変える ☐ 変えない	
③集会でも男女混合で整列する。	☐ 変える ☐ 変えない	
④生徒会の委員は男女1名ずつで選出する。	☐ 変える ☐ 変えない	
⑤制服は性別関係なく選べる。	☐ 変える ☐ 変えない	
⑥		

2 出された意見はどのような違いがあったのでしょうか。また、その意見は「人権を守る」ということを基本に考えられていたでしょうか。意見交換をして気付いたこと、考えたことを書こう。



差別の禁止



子どもに
もっとも
よいことを



生きる権利・
育てる権利



意見を表す
権利

- ・ 子どもは自分に興味のある事柄について自由に意見を表すことができる
- ・ 大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する

「次の一歩」を考えよう

1 書いてみよう!〇〇についての私の提案

→ 私たちの学校や社会の中で「子どもの権利」が守られていないことはありませんか。「変えたいな」「もっとこうなればいいのに」と思っていることを書いてみよう。

2 よりよいルールに変えるには?

→ どうすれば、周りの理解を得ながら変えていけるか考えて書こう。(3段階以上に分けてもかまいません)

まず、

つぎ
次に、

さいご
最後に、

★ 調べてみよう!人々の意見表明による社会の変化

意見表明をすることで、自分の人権だけでなく周りの人の人権を守ったり、社会の仕組みを変えたりした例について、調べてみよう。

「多様な性」について学ぶ

<SOGIE (ソジー)>

誰もがもっている性（セクシュアリティ）のあり方です。性のあり方は、一人ひとり違います。性のあり方を生まれた時に登録された性のほか、性的指向・ジェンダーアイデンティティ・性表現で考えます。

【性的指向 (Sexual Orientation)】

好きになる性／恋愛や性的な関心の対象となる性

ヘテロセクシュアル (Heterosexual)

性的指向が異性に向いている人

レズビアン (Lesbian)

ジェンダーアイデンティティは女性で、性的指向が女性という人 女♥→女

ゲイ (Gay)

ジェンダーアイデンティティは男性で、性的指向が男性という人 男♥→男

バイセクシュアル (Bisexual)

性的指向が異性の場合も、同性の場合もある人

男♥→男・女

女♥→男・女

アロマンティック (Aromantic)

他者に恋愛感情を抱かない人

アセクシュアル (Asexual)

他者に性的関心をもたない人 など



【ジェンダーアイデンティティ (Gender Identity)】

自分がどんな性かという自覚

シスジェンダー (Cisgender)

ジェンダーアイデンティティが、生まれたときに登録された性と一致する人

トランスジェンダー (Transgender)

ジェンダーアイデンティティが、生まれたときに登録された性と一致しない感覚をもっている人

Xジェンダー (Xgender)・ノンバイナリー (non-binary)

ジェンダーアイデンティティが「女性」「男性」といった枠組みにあてはまらない人 など

性表現 (Gender Expression)

服装・髪型・言葉づかい・しぐさ・行動など、自分の性の表現

クエスチョニング (Questioning)

性的指向・ジェンダーアイデンティティ・性表現がわからない人、または決めたくない等の人

生まれた時に登録された性 戸籍上の性別

☆その他にもセクシュアリティを表す言葉はたくさんあります。それだけ、性は多様です。

〈カミングアウト〉と〈アウティング〉

カミングアウト

本人が、自分自身のセクシュアリティや出生などを周囲の人（友だちなど、自分が選んだ人）に直接伝えること。

カミングアウトを受けた場合は、本人の話をよく聞くこと。カミングアウトは周囲の人に自分のことを知ってもらう良い機会になる場合もあるが、相手がどう受け止めるかわからないこともあり、身近で大切な存在である人ほど打ち明けることが難しい場合が多い。

アウティング

第三者が、本人の同意なく他の第三者にその人のセクシュアリティのあり方を伝えてしまうこと。

※直接の会話でも、LINEやメール等であっても、公表する確認を本人にとっていない場合はすべてアウティングとなる。

※カミングアウトされた人が、本人のために良かれと思って、本人の同意なく友だち、家族、学校の先生などに相談する場合もアウティングとなる。

※アウティングは、その人の秘密の暴露になり、生命にかかわる人権侵害にもなりうるため、本人の確認なく、決して他の人に伝えてはいけない。



考えてみよう

- ・カミングアウトを受けたとき、どうしたらいいのだろう。
- ・なぜ、アウティングがいけないのだろう。

<「LGBT 当事者の意識調査」から>

「アウティングされた経験がある」 21.7%

「言（い）ってほしくない」と思（おも）っていることを、本人（ほんにん）の知らないところで暴露（ばくろ）したり、陰口（かげぐち）を言（い）ったりすることもアウティングである。このようなことから、さらに多く（おほく）の人がアウティング被害（ひがい）にあっていると考えられる。また、アウティングは時（とき）として命（いのち）を奪（うば）う行為（こうい）にもなる。

参照 第3回 LGBTQ 当事者の意識調査 ライフネット生命保険株式会社

<アウティング被害の重大性に関する事件>

2015年4月、某大学（ねん がつ ぼうだいがく）の男子学生（だんしがくせい）Aさんが、同じクラス（おな）の男子学生（こうい いだ）Bさんに好意（い）を抱（いだ）ていることを伝え、その後（つた ご）BさんはAさんの同意（どうい え）を得（え）ないまま、Aさんが同性愛者（どうせいあいしゃ）であることを、複数（ふくすう）の同級生（どうきゅうせい）が参加（さんか）するLINEグループで暴露（ばくろ）しました。その後（しんしん）Aさんは心身（しんしん）のバランスを崩（くず）して心療内科（しんりょうないか）を受診（じゆしん）するようになり、大学（そうだん）にも相談（そうだん）していましたが、積極（せっきよくてき）的な対応（たいおう）はなく、同年（どう）8月（こうない たてもの）に、大学構内（てんらく）の建物（な）から転落（てんらく）し亡（な）くなりました。

参照 「多様な性を理解し行動するための職員ハンドブック」

鳥取県 2020(令和2)年7月

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1215806/handbook..pdf>

【パワーハラスメント防止措置】

ろうどうし さくそうごうすいしんほう 2022(令和4)年4月施行(しこう)

職場（しよくば）におけるパワーハラスメントの状況（じようきよう たよう）は多様（たよう）ですが、代表的（だいひようてき）な言動（げんどう）の類型（るいけい）としては以下（い か）の6つの類型（るいけい）があります。

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| (1) 身体的な攻撃（しんたいてき こうげき） | (4) 過大な要求（かだい ようきゆう） |
| (2) 精神的な攻撃（しんげんかんげい） | (5) 過小な要求（かしょう） |
| (3) 人間関係からの切り離し（にんげんかんけい きりはな） | (6) 個の侵害（こ かい） |

とく 特に、(2) 精神的な攻撃（しんげんかんげい）として、人格（じんかく）を否定（ひてい）するような言動（げんどう）には、相手の性的指向（あいて せいせきしこう）・性自認（じにん かん）に関する侮辱（ぶじよくてき）的な言動（げんどう）が含ま（ふく）れています。具体的（ぐたいてき）には、「ホモ」「オカマ」「レズ」等（とう）を含む言動（げんどう）です。

また、(6) 個の侵害（こ かい）として、労働者（ろうどうしゃ）の性的指向（せいせきしこう）・性自認（じにん かん）や病歴（びやうれき）、不妊治療（ふにんちりよう）等の機微（きび）な個人情報（こじんじようほう）について、本人（りようかい）の了解（りようかい）を得（え）ずに他の労働者（た）に暴露（ばくろ）すること、いわゆる「アウティング」は、パワーハラスメント（がいとう）に該当（がいとう）します。

参照 厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001019259.pdf>

それぞれの思い

Aさん

小学3年生ぐらいから、体は男だけど、心は女だと感じていた。中学生になり、声は低くなり喉ぼとけがでてきた。体はだんだんと筋肉質になり、男らしい体つきになってきた。それが嫌で、鏡で自分の体を見るのを避けている。

男子トイレを使うのは緊張する。そのため、ずっと個室を使っていたら冷やかされた。だから、普段使われていない別の階のトイレを使ったり、授業中にいたりするけど、学校では我慢している。

体育の着替えや健康診断の時に、みんなと一緒に着替えるのも苦痛になってきた。これから、修学旅行で誰かとお風呂に入ることになったらと思うと憂鬱になる。

Bさん

小さい時から、スカートが嫌いで、野球やサッカーをするのが大好きだった。友だちは男子ばかりで、みんなにからかわれることが多かった。けれど、小学生の時はみんなと仲が良かった。

中学生になり、男子と小学生の時のように話をしていると、「男好き。」と言われてたり、男子からも「お前、女子だからあっちいけ。」と言われてたり、今までのように男子の中にいることができなくなった。しかたなく女子といて、みんなに合わせて話をしているけれど、とても疲れる。その話が恋愛話のときは、最悪な気分になる。

最近、体の変化として胸が出てきた。すごくショックで気持ちが悪い。胸がめだたない服を着てごまかしてはいるけど、本当の自分でないみたいだ。本当の自分って何だろう。

Cさん

しょうがく ねんせい と き き あ おとこ こ
小学6年生の時に、すごく気の合う男の子がいた。いつも一緒に遊んでいて、初めは仲の良い友だちだと思っていたけれど、それは友だちというより、
おも
“好きな人”という気持ちだと気が付いた。「男が男を好きになっていいのか？」と悩み、好きになるのをやめようとした。

おんな
「女の子と付き合ったらそんな気持ちはなくなるかも。」と考え、女の子を好きになろうとしたが、
かんが
女の子には、友だち以上の気持ちにはなれない。やっぱり、一緒にいてドキドキするのは男の子だ。いまだに、6年生の時に好きになった子が気になってしかたがない。

じぶん つた ゆうき こくはく
その子に自分の気持ちを伝える勇氣はない。告白して、その子に何て思われるのかと思うと言えない。
なん おも い
ほか だれ そうだん しゅうい いや
他の誰かに相談して、周囲に言われるのも嫌だ。

Dさん

わたし じょし ちゅうがくせい だんし
私は女子で、中学生の時は男子と付き合っていた。付き合っている時はすごく楽しかった。高校に入り、しばらくは誰とも付き合っていなかったけれど、“好きな人”ができた。ただ、その人は女子だった。

やさ
その人は、優しくて自分にはないものをもっていて、
そんけい さいしょ どうせい れんあいかんじょう
とても尊敬している。最初は、「同性なので恋愛感情ではない。」と、否定するようにしていたが、“好き”
ひてい
という感情は変わらなかった。その思いをあきらめることができず、がんばって思いを伝えてみた。すると、なんと、その人と付き合うことができたのだ。
か
いま まいにち
今は毎日が楽しくてしかたがない。

い
私は、「異性が好き。」ではなく、たまたま好きになった人が男性であったり、女性であったりする。“性別”で好きになるのではなく、“その人”が好きになるのだと分かった。

こえ き 声を聴こう

○日本で暮らしている外国にルーツをもつ人たちは、どのような思いや願いをもっているのだろう？

朴（パク）さん（35歳、会社員）

こんにちは。私は日本生まれ、
日本育ちの在日コリアン3世で、
日本の企業で働いています。

祖父母は朝鮮半島の出身で、
戦時中、日本が植民地支配をして
いたときに、家族とともに日本に
来たそうです。

家での会話はずっと日本語なので朝鮮語は話せませんが、母のことは「オンマ」、父のことは「アッパ」、祖父のことは「ハラボジ」、祖母のことは「ハルモニ」と呼んでいます。

この先も日本で働いて日本社会に貢献したいと思っていますが、外国籍の私には選挙権がありません。だから、日本国籍を取得するかどうか、ずっと悩んでいます。



マリアさん（15歳、中学生）

オラ！ 私は日本の中学校に
通っています。見た目は外国人
のような顔ではないので、ブラ
ジル国籍だと自己紹介すると、
みんな驚きます。

ブラジルにいる私の曾祖父母
は日本人で、昔、日本からブラ
ジルに移り住んだそうです。

両親はブラジルで生まれ育ったブラジル人で、仕事を求
めて来日、結婚して私が生まれた、というわけです。

両親とはポルトガル語で話をしてしていますが、日本で生ま
れ育った私は日本語の方が得意です。最近先生から
「卒業後の進路についてお家の人とよく話をしておくよ
うに。」と言われました。両親は日本の学校のことがあま
りわからないので、相談しても応えられないのではないかと
思っています。



ホアさん (22歳、技能実習生)

シンチャオ。私は技能実習生として日本の会社で働くベトナム人です。

ベトナムにはフォーや生春巻などおいしい料理がたくさんあります。

技能実習生は日本で高度な技術を学びながらお金を稼げると聞いたので、借金をして手数料をたくさん支払い、日本にきました。私の職場は清掃会社で、一日中、地域の公共施設の掃除をしています。

一緒に働いているのはベトナム人が多く、仕事を終えて寮に帰った後も同じ部屋に住むベトナム人と一緒に料理を作ったり、ベトナムにいる家族や友だちとSNSで話をしたりして過ごしています。一度だけ自転車で会社に行く途中に「おはようございます」と声をかけられたことがあります。その時のことをずっと覚えています。



クマルさん (25歳、留学生)

ナマステ。私は日本語学校に通うネパール人留学生です。

ネパールは、世界の屋根、ヒマラヤ山脈の近くにある国です。

日本のアニメがいつも放送されていて、いつか日本に行ってみたく小さい時から思っていました。

ネパールで暮らす両親は、農業やヤギの飼育などで生計を立てながら日本への留学費用を用意してくれました。

生活費までは頼れないため、週4日、夜11時から朝5時までコンビニエンスストアでアルバイトをしています。店長は私をとて信頼してくれていて、うれしく思います。でも、買い物に来たお客さんに「なんだ外国人か」と言われたときは、がっかりします。



なおきさん (13歳、中学生)

こんにちは。ぼくは日本生まれ、
日本育ちの日本人で、地元の中学
校に通っています。

新学期に新しい友だちができる
といつも、「日本語上手やな」と
言われたり、「どこの国の出身な
ん？」と聞かれたりして、モヤモヤした気持ちになります。

母は日本人、父はアフリカのナイジェリア出身で、ぼく
の外見は父に似ています。

でも、ぼくはナイジェリアに行ったこともないし、日本
語以外話せません。タイガースファンで、オリンピックは
日本を応援します。自分のことを日本人だと思ってい
ても、誰もぼくを日本人として見てくれません。ぼくはいっ
たい何者なのかな・・・。



りかさん (15歳、中学生)

こんにちは。私は日本生まれ、
日本育ちの中国人で、母、祖母と
暮らしています。私は日本語しか
話せませんが、母と祖母は中国語
で話をします。

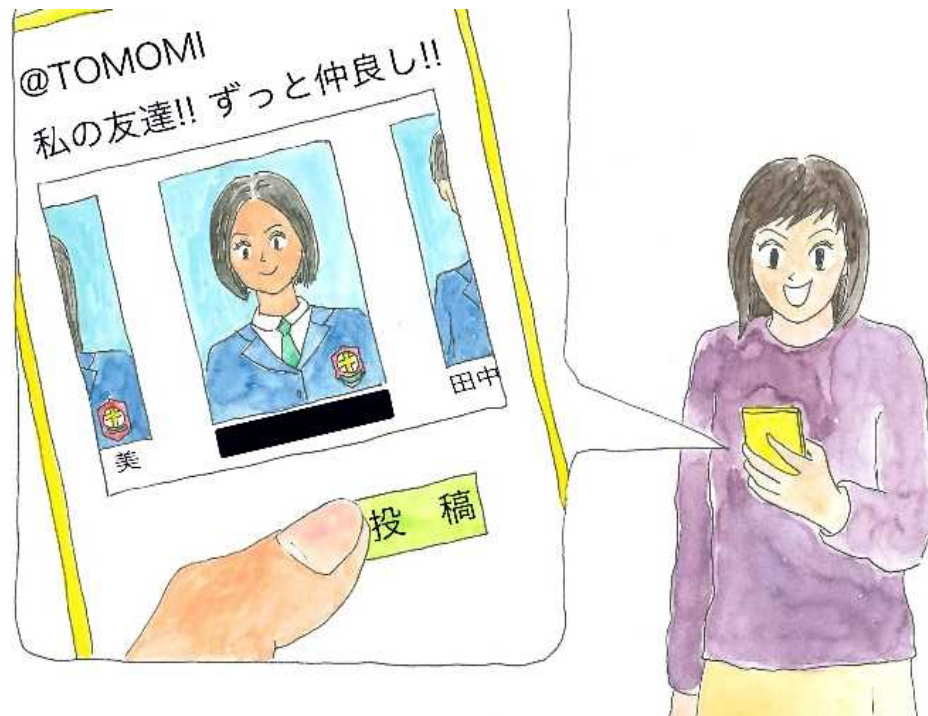
私は小学生の時、日本語があま
り話せない祖母が、母の代わりに学校の参観日に来るのが
いやでした。でも去年の夏休みに、はじめて母から祖母の
生い立ちを聞きました。祖母は、戦争中に家族と生き別れ
て中国に残された「中国残留邦人」で、日本人です。戦後
40 年以上たってやっと日本の親戚が見つかり、母を連れ
て日本に帰国しました。けれども日本語が話せないため
希望する仕事に就けず、生活していくのにとっても苦労した
そうです。

去年の秋、祖母が日本語を学ぶために通っていた夜間中
学校の文化祭を初めて見に行きました。いろいろな国の
言葉が飛び交い、祖母と同じくらいの年齢の生徒がたくさ
んいてびっくりしました。



あなたならどうする？

① クラスメイトの卒業アルバムを写真に撮ってSNSで投稿した。



校章が写っているけど、まあいいか・・・。

② 【拡散希望】と書かれた投稿を見た。



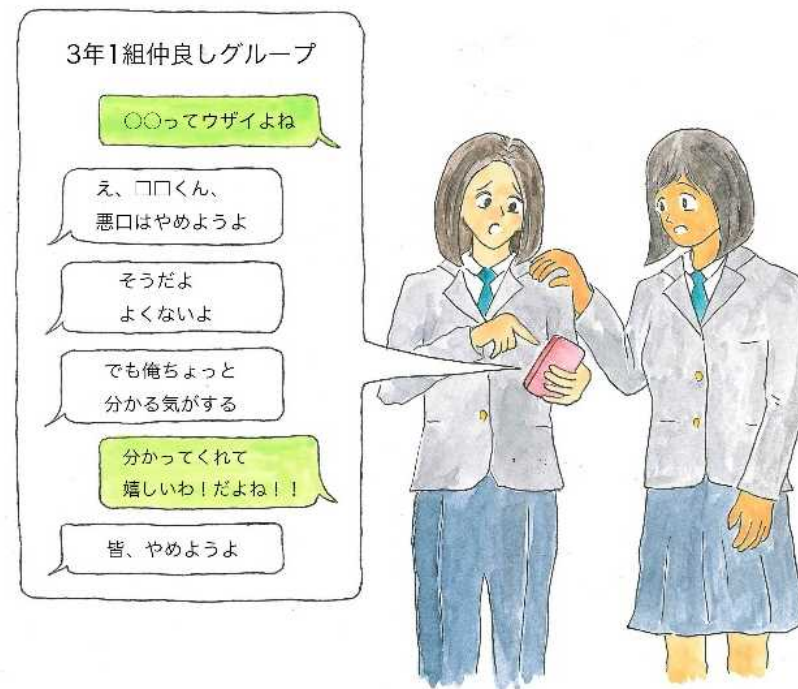
あおり運転の容疑者か・・・この投稿は拡散したほうがいいよね。

③迷惑行為^{めいわくこうい}をしている投稿を見て、コメントで批判^{ひはん}した。



間違い^{まちが}を正^{ただ}すことは「正義^{せいぎ}」なんだ。

④「SNSで悪口^{わるくち}を書くのはやめなよ」と親友^{しんゆう}から言われたが、身^みに覚え^{おぼ}えない。



もしかして・・・。

⑤^{とも}友だちとオンラインゲームで^{あやそく}会う約束をした。



たまたま^{さんか}参加できない日があっただけなんだけど。

⑥SNSで^{しんみ}親身になってくれた^{そうだもあいて}相談相手から「会おう」と言われた。



「よく^{ねむ}眠れるから」ってサプリメントをもらうんだ。

(参照 総務省 インターネットトラブル事例集 2023 年版 最新版は https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/)

【困ったときの相談先等】

○主な SNS・動画投稿サイトの通報機能（例）

- YouTube 動画内の設定アイコンから、『報告』を選択する。
- LINE トーク画面のメニューから、『通報』を選択する。
（または、メッセージを長押ししても、通報機能が利用できる。）
- TikTok 動画内のシェアボタンから『報告する』を選択する。
- X(旧 Twitter) 対象のツイートの『違反の報告』を選択する。

○警視庁「インターネットホットラインセンター」

<https://www.internethotline.jp/>

○兵庫県警 警察サイバー情報発信室

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/cyber/link/index.htm>

○法務省「インターネット人権相談受付窓口」

<https://www.jinken.go.jp/>

○みんなの人権110番 0570-003-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

○こどもの人権110番 0120-007-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

○厚生労働省「まもろうよこころ」

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

SDGsについて考える

難民問題

Ⅰ 難民について知ろう

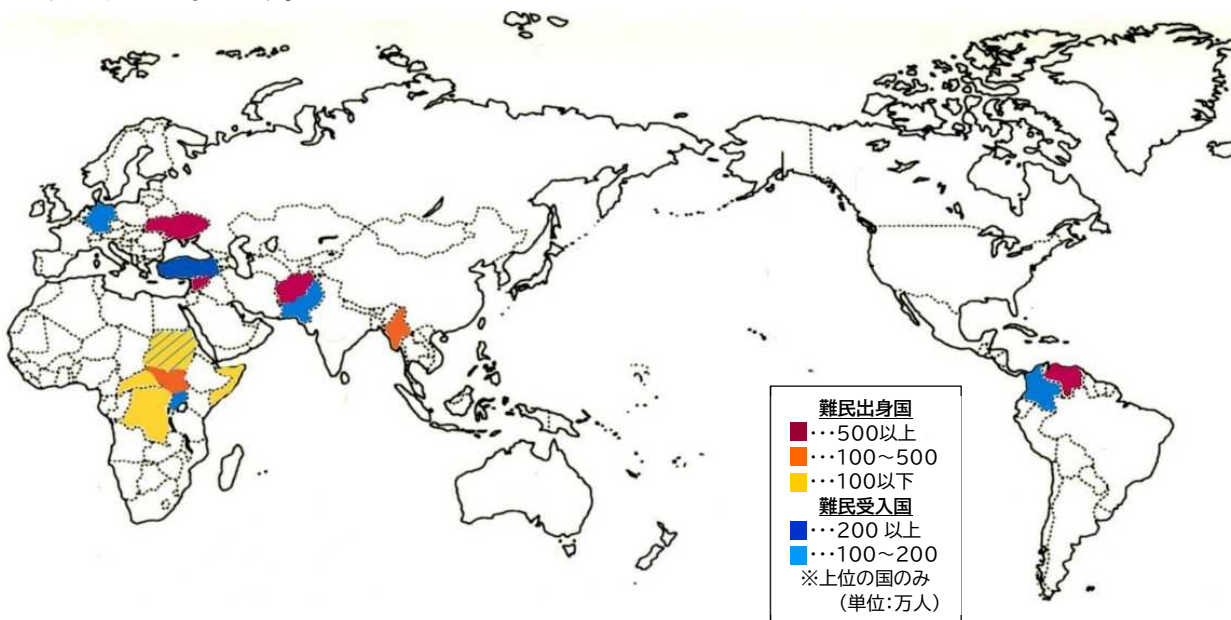
難民とは「難民条約」(国際条約)で定められた人々を指します。1951年に採択された難民条約の第1条で、難民とは「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」と定義されています。

もう少しわかりやすくすると、「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々のことを指します。

また、紛争などによって住み慣れた家を追われたが、国内にとどまっているかあるいは国境を越えずに避難生活を送っている人々については「国内避難民」と呼んでいます。

(JICA つながる世界と日本 PART.Ⅰ 世界と私たち「難民」について調べてみよう から引用)

難民の出身国と受入国



(参照 国連 UNHCR 協会 難民出身国・受入国)

難民はどのくらいいるのだろう

2022(令和4)年は1億840万人が、紛争や迫害などが原因で家を追われました。

そのうち、難民は約 3530 万人、国内避難民は約 6250 万人、庇護希望者は約 520 万人います。

日本に住んでいると外国へ避難するというのはわかりにくいかもしれません。難民と呼ばれる人々は、国内にいと紛争などで命の危険があるので国外に避難するのです。避難するのでわずかの荷物しか持っていくことができません。つまり、何の支援もないまま、かろうじて命をつないでいく生活しかできないのが難民なのです。そんな人々が世界中にはたくさんいるのです。

(参照『難民に希望の光を真の国際人緒方貞子の生き方』)

2 難民問題について考えよう

(1) 難民の子どもたち

2018（平成30）年から2022（令和4）年の間で難民として生まれた子どもの数は、年間平均で38万5000人にのぼります。また、難民として国外に避難した人々のうち、18歳未満の子どもの割合は約40%になります。その中で保護者を失ったり離ればなれとなったりしている子どもも少なくありません。（国連UNHCR協会 数字で知る難民・国内避難民の事実 から引用）

子どもたちの声

ジョン（13歳）／南スーダン難民

激しい戦闘をくぐり抜け、南スーダンの過酷な大地をたった1人で逃げ続けたジョン。「たくさんの村の人が死ぬのを見ました。遺体のそばを歩いて歩きました」今も、両親と2人の弟の生死はわからないままです。里親に保護されていますが、家族との再会をひたすら待ち望んでいます



ニャリエク（14歳）／南スーダン難民

南スーダンで両親を失ったニャリエク。たった一人で、3人の幼い弟妹を育てています。何を聞いても固く無表情の彼女に「近くに助けてくれる人は？」と尋ねると、即座に「いません。」と答えました。しかし、遠く離れて暮らす姉の話になった時、突然彼女の頬に涙がこぼれ落ちたのです。姉が進学のため難民キャンプを出た時、ニャリエクはわずか11歳でした。黙ってすぐに涙をふいた彼女は、「つらいです。」とも「助けてください。」とも一言も口にしませんでした。

どれだけつらい思いをしてきたのだろう。一人で、誰にも知られずどれだけ泣いてきたのだろう。ニャリエクは、最後まで胸のうちの語ること、笑顔を見せることもありませんでした。

（国連UNHCR協会 紛争・迫害の犠牲となる難民の子どもたち から引用）

(2) 難民の救済のために

国際連合の機関であるUNHCRは1950（昭和25）年に設立されました。難民が他の国に受け入れられ、定住することや、紛争などが終わった後に出身国に帰国することができるよう支援をしています。難民キャンプでの生活のために水や食料などの提供することもしていますが、UNHCRだけでなく、各国政府やNGOなどと協力して支援しています。

3 SDGsについて考えよう

SDGsは日本語で「持続可能な開発目標」と訳されます。人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標のことです。SDGsは、私たちみんなが、ひとつしかないこの地球で暮らし続けられる「持続可能な世界」を実現するために進むべき道を示した、道しるべのようなものです。

	「貧困をなくそう」 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		「飢餓をゼロに」 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		「すべての人に健康と福祉を」 あらゆる年齢のすべての人びとの健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	「質の高い教育をみんなに」 すべての人へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		「ジェンダー平等を実現しよう」 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		「安全な水とトイレを世界中に」 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		「働きがいも、経済成長も」 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		「産業と技術革新の基盤をつくろう」 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る
	「人や国の不平等をなくそう」 国内及び各国国家間の不平等を是正する		「住み続けられるまちづくりを」 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する		「つくる責任、つかう責任」 持続可能な生産消費形態を確保する
	「気候変動に具体的な対策を」 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる		「海の豊かさを守ろう」 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		「陸の豊かさを守ろう」 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	「平和と公正をすべての人に」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		「パートナーシップで目標を達成しよう」 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	※用語の解説 「包摂的」・・・つつみこむような 「インフラ」・・・日々の生活を支える基盤となるもので、ガスや水道、公共施設などをさす（外務省）	

(参照 日本ユニセフ協会 SDGsってなんだろう)

SDGs関連図

SDGsの17の目標は上の図のような5つに分類することもできます。上段の1～6はおもに人間に直接関わることです。中段の7～12は豊かな生活に関わります。下段の13～15は地球環境に関わり、そしてそれらを相互につなぐのが「パートナーシップ」と「平和」な世界です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsは17の目標を1つずつ達成していくと考えるよりも、みなさんの具体的な取り組みが、関連する目標それぞれの達成につながっていくと考えるとよいでしょう。

(参照 国際連合広報センター 2030 アジェンダ SDGs を広めたい・教えたい方のための「虎の巻」 資料)

仲間として

緒方貞子さんは、日本人で初めての国連難民高等弁務官として、一九九一年から二〇〇〇年まで十年間の任期を務めました。日本人として、また女性としても初めての国連難民高等弁務官でした。

緒方さんが高等弁務官に就任した一九九一年は東西対立構造がもたらした冷戦が終わり、民族、宗教などの違いをきっかけにした紛争が増え始めた時期でした。



緒方貞子さん (© UNHCR/Photographer)

緒方さんの就任時期に、湾岸戦争が起きました。それを機に迫害されてきたイラクのクルド人が武装蜂起しましたが、イラク軍の反撃にあい一八〇万人のクルド人がイランやトルコの国境地帯に逃れました。

そのうち四〇万人のクルド人がトルコの国境に向かって避難しましたが、トルコ政府が入国を認めなかったため、国境地帯にとどまることになりました。当時、UNHCRでは国内避難民の保護は直接的な任務ではなかったため支援を行うべきかが議論になりました。しかし、緒方さんは避難した人々の立場から、人命を守るため、彼らを保護し支援することを決断したのです。

この時の決断の裏にあった思いをのちに緒方さんはこう語っています。

「命を助けることが最優先です。国境に何の意味があるというのでしょうか。」

そして、短期間にできる限り多くのUNHCRの職員が集められ、すぐにイラクに派遣されました。そして冬を迎えようとする中、クルド人の出身地である北

イラクにUNHCRは難民キャンプを設営しました。また、キャンプの治安維持のためイラク北部の駐留期間を延長するように米軍に要請しました。

緒方さんはそれまでの難民保護の考え方を超え、新しい支援の枠組みを作り出したのです。

緒方さんの身長は一五二cm。軍人や大統領などと対等に交渉し、難民を救う活動続ける緒方さんをトルコ紙テヘランタイムズの記者は「小さな巨人」と尊敬の念をこめて報道しました。

また、同時期の一九九二年、ユーゴスラビア連邦からスロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナが分離独立したことにより、ボスニア紛争が始まりました。ボスニアにはセルビア系住民、クロアチア系住民、イスラム系住民が暮らしていましたが、独立をきっかけに民族対立が深刻化し内戦となったのです。

戦闘地域に取り残された人々に対して、支援物資を運

ぶ必要があります。UNHCRはボスニア政府と交渉して、サラエボ市民に食糧の空輸を行いました。飛行場に届いた物資は町までトラックで運びます。

UNHCRは民族関係なく、支援を必要とする全ての人に物資を輸送しようと試みました。しかし、セルビア系はイスラム系の村にトラックが入るのを妨害しました。UNHCRは、セルビア系が輸送を妨害しないよう、終始交渉しなければならず、輸送は遅々として進みませんでした。この状況をボスニア政府（イスラム中心）は政治に利用するため、道路を完全に封鎖して物資が届かないようにしました。そして、イスラム系の孤立とセ



1993年サラエボを訪問 (© UNHCR/Photographer)

ルビア系への非難^{ひなん}をアピールしたのです。そうすることでイスラム系により多くの支援物資が届くように仕向^{しむ}けたのです。

そこで緒方さんは、もし道路を封鎖するのであれば、サラエボを含^{ふく}めて、セルビア人勢力支配^{せいりよくしはい}下のボスニアにおける全ての救援活動^{きゅうえんかつどう}を直^{ただ}ちに一時停止^{いちじていし}すると発表^{はつぴょう}しました。避難民への支援が政治的に利用^{せいじてき}されることを回避^{かいひ}するためでした。

紛争^か下の混乱^{こんらん}した状況^{じょうきよう}においても、緒方さんは常に冷静^{つね}に人々の命を最優先^{れいせい}に考えて行動したのです。

さらに、ルワンダでは一九九四年フツ族過激派^{かげきは}によるツチ族の虐殺^{ぎやくさつ}が起こり、わずか四ヶ月^{かげつ}でおよそ八〇万人が虐殺されました。さらに二十四時間で推定^{すいてい}二五万人のルワンダ難民がタンザニアへと流出^{りゅうしき}し、八月までにザイル^{げん}（現コンゴ民主共和国^{きようわこく}）、タンザニア、ブルンジ、ウガンダなどへ二〇〇万人が逃れました。

ザイルのゴマに一〇〇万人規模^{きぼ}で流入^{りゅうにゅう}したルワンダ難民を支援するため、UNHCRはザイル国境沿^ぞいのゴマに難民キャンプを設営^{せつえい}し、そこで食糧支援を行いました。

緒方さんは後^{のち}にインタビューでこのように答えています。

一番大事なことは「難民、ああ、かわいそう、やってあげましょう」ではなく、
”仲間^{なかま}“と考^{かんが}えないとね。人間の”連帯感^{れんたいかん}“ですよ。仲間として、同じ小学校^{しょうがっこう}で
お互^{たが}いに知り合^あいたいという気持ち^{たいせつ}が大切です。勉強^{べんきよう}もできない、家^{いえ}にもいられ
なくなつて、逃げなくてはならなかつた人たちの希望^{きぼう}も知りたい、そしてお友だち
になつていきましようという、そちらの感^{かん}じの方が単^{たん}なる”チャリティ“ではなく
て、私^{わたし}は必要^{ひつよう}だと思^{おも}います。（『難民』23 二〇〇二年第四号UNHCR）

「ハンセン病問題」等から学ぶ ～偏見や差別のない社会の実現をめざして～

【ハンセン病元患者の思い】

昭和12年、13歳の時に髪の毛が薄くなり、顔がむくんでるということで病院で検査したら、この病気にかかっていることが分かりました。無らい県運動⁽¹⁾のさなかですぐに療養所⁽²⁾に送られました。収容所で服をぬがされ、クレゾール⁽³⁾の風呂に入れられている間に所持金を調べられ、逃走予防のために園内だけで通用するブリキのお金に換えられました。

家族は私が愛生園⁽⁴⁾にいることをひたすら隠しました。そのため、私は家族に手紙を書く時、名前も住所もうそを書きました。兵庫県にいる弟が時々来てくれますが、愛生園に行くことは隠して来ます。

私の願いは、弟が愛生園に兄が居ることを隠さずに、周囲に言って来てくれることです。家族はこの病気とはまったく関係ありません。おおらかに、こだわりなくものが言える環境をつくって下さい。これが私の願いです。

(兵庫県 あなたはハンセン病のこと知っていますか?)



(1) 無らい県運動

1931(昭和6)年にすべてのハンセン病患者の隔離をめざした「癩予防法」が成立し、各県では「無癩県運動」という名のもとに、ハンセン病患者をゼロにすることを目的とする患者の強制収容運動が始まった。(患者を見つけ出し、療養所に送り込む運動)

(2) 療養所

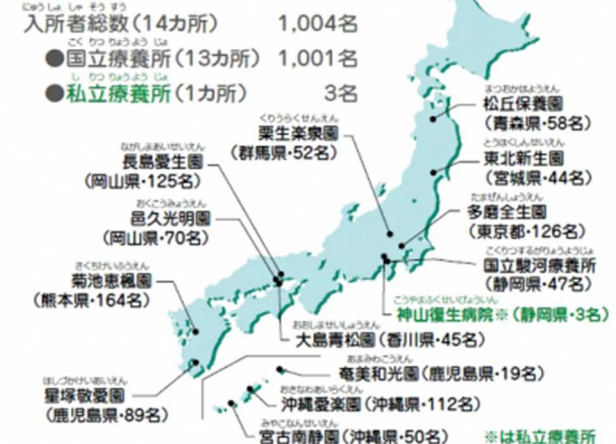
ハンセン病患者やその家族への偏見・差別から、家族に迷惑がかかることを心配して家を出て、各地を放浪して神社仏閣の前で物乞いをする患者が相次いでいたが、「癩予防二関スル件」(1907年)にもとづき、そのような患者を隔離するために療養所が設置されるようになった。

(3) クレゾール…消毒剤

(4) 愛生園(長島愛生園)

ハンセン病療養所。設置当初は隔離が目的であったため、多くは交通の不便なところにある。

(令和3年5月1日現在)



(全国のハンセン病療養所 厚生労働省 ハンセン病の向こう側から)

【ハンセン病元患者家族の思い】

私の父は病気がちで、主に母が働いて、生活を支えていたように思います。私が8歳の時、突然保健所の人たちが家にやって来て、青森県にある松丘保養園という療養所に父を連れて行ってしまいました。そして、家の中は真っ白になるまで消毒されました。あまりの衝撃にこのときのことはほとんど記憶にありません。近所の人からは白い目で見られるようになり⁽¹⁾、母はそれまで勤めていた所を解雇されました。収入が減り母は「死のう、死のう」と私に言うようになりました。私は、その度に「いやだ」と言いました。学校では、「病気がうつる」と仲間はずれにされ、いじめられました。母の手伝いを理由にして学校へ行かない日もありました。

私たちは年に何度か、青森の療養所で生活する父に会いに行きましたが、父は私には触れようとしませんでした。父は「病気をうつしてはいけない」と思っていたのだと思います。

私も大きくなると、ハンセン病のことや差別のことがわかってきました。父が療養所にいることは、誰にも言えない秘密になり、辛いことが続くと、父のせいにして恨むようになっていきました。

私たちは、長い間ハンセン病になった家族のことをまわりに隠して生きてきました。大切な家族のことを恥じ、

いなかったものとしてつながりを断ち、心を通わせる生活を送ることができませんでした。裁判官の皆様、私たちの苦しい思いを知り、被害をわかってください。この社会の中で、胸を張って生きていけるようにしてください。

(参照 ハンセン病家族訴訟における法廷での意見陳述 原告番号6)

(1) 自宅をクレゾールで消毒されると、家族にハンセン病患者がいるということが周囲の人々に知られることになり、偏見や差別の対象にされることがあった。

【現在ハンセン病問題は解決しているのか】

ハンセン病元患者の宿泊拒否事件⁽²⁾

2003(平成15)年、熊本県のホテルがハンセン病の元患者であることを理由に入所者の宿泊を拒否する事件がおきました。その後、ホテル側が形式的に謝罪したことに対して入所者たちが「反省がない」と発言。それがマスコミから報道されると、全国から入所者に対する非難、中傷の電話や手紙が相次ぎました。

(兵庫県 あなたはハンセン病のこと知っていますか?)

(2) 故郷から引き離された入所者たちの里帰りを支援するため、「里帰り事業」が各自治体で実施された。この事業に参加し、故郷を訪れようとした療養所の入所者が、ホテルから宿泊を拒否された事件。

【新型コロナウイルス感染症流行時の差別事例】

- ① コロナウイルス感染により入院したことから、会社から雇い止めを受け、退職することになった。
- ② 重点医療機関のスタッフの子どもが、同級生に「お前のお母さん、病院で働いているんだろ。菌をもってくるんじゃない」と言われた。
- ③ 本人に感染事実はないが、親族の同僚などが感染したことや、新型コロナウイルスが発生した店を訪れたことなどを理由に叱責・誹謗中傷を受けたうえ、会社から休業を命じられた。
- ④ インターネットやSNS等で感染者の人名や写真が公表されたり、事実ではない情報が拡散され、偏見や差別に苦しんだ。
- ⑤ 転勤のため他県へ住みはじめた時、中学生と小学生の子どもたちが「コロナ県」と言われるなどいじめられた。また、県外ナンバーの車を見て、「観光自粛なのに、県外から何しに来たのだ」といわれた。

(参照 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策分科会偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ 第3回資料)



(コラム) 「神戸パニック」

1987(昭和62)年1月17日、兵庫県の担当者が「日本人初の女性エイズ患者を確認した」と記者会見で発表した。その翌日、神戸新聞の一面にトップ記事として載った。また、産経新聞の「国際都市に『招かざる客』」「衝撃のネオン街」(1987(昭和62)年1月18日)の見出しに、日本国中に衝撃が走った。

エイズは同性間の性交渉で感染するといわれていた当時、同性愛者ではない患者が出たことが分かり、国内に空前のパニックを引き起こした。発表の3日後、女性は発症からわずか半年でこの世を去った。女性の死亡が伝えられた1月21日、パニックはピークに達する。1月18日～2月17日の1カ月の相談件数は10,771人、検査件数4,373人となり、電話による問い合わせは108,463件であった。

マスコミの報道は、患者のプライバシーを無視したものであり、患者の家族や関係者に対する強制的な検査を主張するなど問題が多かった。さらに、患者のプライバシーを暴いて接触者を捜すことに躍起になり、女性の実名や顔写真を載せる週刊誌まであったという。エイズに関する正しい知識が知られていなかったことがこのような報道の要因の一つとなったと考えられる。

神戸で起きたエイズパニックは、正しい知識を知ることの重要性や、人権・プライバシーの保護が最優先されなければならないことを教えてくれている。

(参照 日本保健医療科学院の報告書)

アイヌの人々の歴史から学ぼう



アイヌの人々の生活や信仰について知ろう



コタンコロカムイ
(シマフクロウ)



キムンカムイ
(クマ)



カムイチェブ (サケ)

◆1 蝦夷地(北海道)の大部分には、古くからアイヌの人々が居住し、アイヌ語を話し、狩猟・漁業を営んでいた。アイヌの人々は、動物や植物、火や水などのほか、臼や杵といった生活用具など、人間が生きていくために必要なものや、病気など人間の力ではどうすることもできないものを「カムイ(神)」として敬っていた。また、カムイと人間は、それぞれお互いが支え合って生きていて、人間は自然界の一部として住まわせてもらっていると考えていたので、アイヌの人々には、「自然を保護する」という発想はなかった。アイヌの人々は、人間の世界で役割を果たしたカムイを神々の世界へ送り帰す儀式を行った。最高の礼を尽くしてカムイを神々の世界へ送り帰すことで、また、そのカムイが姿を変えて人間の世界にやってくると考えていた。



アイヌの人々の交易から歴史を学ぼう

◆2 今から800年~400年ほど前、アイヌの人々は、サハリン・千島列島・本州へ狩猟や漁業で捕った物を持って行き、自由に交易していた。千島列島ではラッコの毛皮を手に入れた。中国(清)からは毛皮を差し出すかわりに高級な絹織物を手に入れた。その後、アイヌの人々によって松前に持ち込まれたこの衣装は蝦夷錦とよばれた。

◆3 同じ頃、和人(本州の人々)たちが蝦夷地でとれるサケや昆布を求めて北海道南部に移り住みはじめた。また本州北部での戦いに敗れた武士が蝦夷地に逃げることもあり、アイヌの人々の土地だったヨイチ(余市)からムカワ(むかわ)のあたりまで、和人が住むようになった。そして、和人が北海道南部に12の「館*」という拠点を築きアイヌの人々と交易を始めた。



図1: 道南12館の位置図(公益財団法人アイヌ民族文化財団)

*館とは、和人の武士が作った城に似たもの



写真1: 蝦夷錦

函館市北方民族資料館蔵



中国の服なのに、
「蝦夷錦」という名前なのは
どうしてかな?

蝦夷錦は、斬新でカラフルな
デザインと異国情緒がただよ
うということで、江戸や京都
でとても人気だったんだよ。

【◆4 年表 (明治時代以前)】

15世紀頃

和人(本州の人々)が蝦夷地に移り住むようになった。和人の進出はアイヌの人々の生活を圧迫し、争いが起こるようになった。(1457年 コシャマインの戦い)

17世紀頃

戦国時代の終わりに渡島半島南部を統一した蛸崎氏は、16世紀末に苗字を松前氏と改め、17世紀のはじめに江戸幕府ができると、徳川家康から、蝦夷地における交易の独占を認める「黒印状」が与えられ松前藩となった。松前藩は北海道を和人が住む「和人地」とアイヌの人々が住む「蝦夷地」に分け、その間の行き来を厳しく取り締まった。アイヌの人々は、今まで行っていた津軽や南部藩領への交易活動を禁止され、自由な交易ができなくなった。さらに、米とサケなどの交換比率がアイヌの人々にとって不利な条件になるなど、松前藩に対する不満が高まった。

和人とアイヌの人々との交易の交換比率の変化

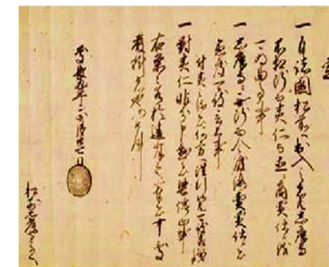
1641年頃	アイヌの干サケ100匹と和人の米	約28kg
1669年頃	アイヌの干サケ100匹と和人の米	約11kg
1688年頃	アイヌの生サケ100匹と和人の米	約18kg

松前藩とシャクシャインに率いられたアイヌの人々との間で戦いが始まった。

(1669年 シャクシャインの戦い)

18世紀頃

国後島とその対岸でアイヌの人々は立ち上がり、ひどいふる舞いをしていた和人71人を殺害した。国後島の指導者ツキノエたちは、立ち上がったアイヌの人々を説得して、松前藩と話をしようとしたが、松前藩は戦いの指導者たち37人を処刑した。(1789年 クナシリ・メナシの戦い)
この戦いによって、松前藩は国後島や道東のアイヌの人々を制圧し、その支配下に組み込んだ。
1792年、ラスクマンがロシア最初の派遣使節として根室に来航し、日本との貿易を求めた。



図Ⅱ：黒印状
北海道博物館



写真Ⅱ：シャクシャイン像
新ひだかアイヌ協会蔵

茶碗1杯分の米は約75g、1日に茶碗3杯のごはんを食べるとすると、米28kgは約120人分、11kgは50人分になります。





明治以降のアイヌの人々の実態を知り、権利回復をめざす歴史を学ぼう

【◆5-1 年表（明治時代以降）】

- 1869年 明治政府は蝦夷地を北海道と改め、一方的に日本の一部として本格的な統治と開拓に乗り出した。同じ年、北海道の開拓を進めるために開拓使を設置し、アイヌの人々の戸籍作成も行って、正式に日本の国民に組み込んだ。名前を日本の戸籍制度にあわせて氏名に変えさせ、日本語の使用を強制するなどの同化政策を行い、和風化を強制した。
- 1875年 明治政府はロシアとの間で樺太・千島交換条約を結び、樺太や千島に住んでいたアイヌの人々を無理やり北海道や色丹に移住させた。
- 1899年 明治政府は「北海道旧土人保護法」（～1997年）を制定した。内容は、アイヌの人々の農耕民化と、日本語や和風風の習慣による教育を行うことで、和人に同化させるものであった。学校では、アイヌ語やアイヌ風の生活習慣が禁止され、日本語や和風風の生活習慣を身に付けることが強いられた。
- 1937年 「北海道旧土人保護法」が改正された。アイヌの子どもが和人と同じ学校で学ぶようになったが、いじめや差別にさらされるなど社会的な差別が解消されたわけではなかった。

・和人は、アイヌの人々を「旧土人」と呼び、差別し続けた。
・成人の印とされた女性の入れ墨や男性の耳飾りなどの伝統的な風習を非文化的と見て、アイヌの人々の言語や生活習慣を事実上禁じた。

政府側の北方対策や、ロシアの東方進出など、様々な情勢が関係していることに注目してみよう。

主な改正内容

- ①アイヌの人々に対する土地所有権の制限の緩和
- ②「不良住宅」の改良事業の新設
- ③「特設アイヌ学校」の廃止
- ④農耕以外の職業への補助の新設

【◆5-2 年表（明治時代以降）】

- 1946年 アイヌの人々が社会的地位向上をめざし、「北海道アイヌ協会」を設立した。
- 1992年 アイヌの人々の代表が、国際連合の「世界の先住民の国際年」開幕式典で記念講演を行った。
- 1994年 萱野茂がアイヌ出身者として初めての国会議員になった。
- 1997年 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定された。（「北海道旧土人保護法」は廃止）
- 2007年 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択された。
- 2019年 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定された。

1869年にアイヌの人々が国民になってから、100年以上経ち、やっと国会議員が出たんだよ！



（◆1～◆5 参照 アイヌ民族：歴史と現在 -未来を共に生きるために-）

【◆6 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(一部要約)】

- ・先住民族は、先住民であることによって差別されない。
- ・先住民族は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない。
- ・先住民族は、自分の住んでいる土地から強制的に移住させられない。
- ・先住民族は、自らの伝統的文化と慣習を実践し、かつ再活性化する権利を有する。
- ・先住民族は、国家によるあらゆる段階の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
- ・国家は、先住民族と協力して、偏見と闘い、差別を除去し、先住民族及び社会のすべての構成員の理解及び良好な関係を促進するために、効果的な措置をとる。

- ・アイヌの人々が侵害された権利を考えてみましょう。
- ・この宣言に基づき、世界中で先住民族の権利を保障する取組が行われています。



写真Ⅲ：「先住民族の権利に関する国際連合宣言」簡易ブックレット

④ アイヌの人々の人権を考えよう

(資料Ⅰ) 「令和5年版人権教育・啓発白書」 (法務省)

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特にアイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。

(資料Ⅱ) 「アイヌに対する理解度に関する世論調査」の概要

対象 全国から18歳以上の3,000人

調査時期 令和4年11月17日から12月25日

問：あなたは、アイヌの人々に対して、現在は差別や偏見があると思いますか。

- 「あると思う」・・・21%
- 「ないと思う」・・・29%
- 「わからない」・・・50%

差別や偏見の原因・背景

「歴史に関する理解の不十分さ」79%

「文化に対する理解の不十分さ」75%

「行政や学校教育における理解を深める取り組みの不十分さ」61%

「アイヌに関する世論調査」(内閣府)(令和5年2月掲載)より作成

(資料Ⅲ) 現代における差別

- ① 学校でのいじめや差別
- ② 恋愛や結婚における差別
- ③ 就職時や職場での差別

(野崎,2012、小野寺,2012、佐々木,2015より)



ふたり さんびやくろくじゅうごにち
二人の三六五日

「結婚しよう。」

暑い夏のある日のことだった。僕と奈緒はお互いの想いを確認しあった。

二週間後、奈緒の家族に挨拶に行くと、とても温かく迎え入れられた。

翌週、今度は僕の両親に奈緒を紹介した。すると、

「お仕事は。」「ご家族は。」「お住まいは。」

と、父も母も面接のように奈緒に質問を始めた。それは、先週、奈緒の家族と話した楽しい会話とはほど遠いものだった。奈緒が帰ったあとで母が

「奈緒さんとの結婚は考え直したほうがいいわ。」

と言った。僕は困惑しながら、

「どうして。」

と理由を聞いてみた。すると、

「まだ、結婚するような歳じゃないし。」

と返ってきた。

「本当にその理由なの。さっきいろいろ質問してたよね。」

と僕が言うと、母はため息をつきながら、

「調べてみなさい。彼女の住んでいるところを。」

と言った。僕が、

「彼女が被差別部落出身であることは知っている。だから何だって言うんだ。」

と声を荒げると、母は、

「わかっているなら話は早いわ。私は絶対に認めませんからね。」

と言い、父も隣で大きく頷いていた。僕は怒りのあまり、それ以上、何も言うことができなかった。

部屋に戻ってすぐ、奈緒に電話した。

「両親が失礼な質問ばかりしてごめん。実は、あの後、結婚を反対されたんだ。」
と言うと、奈緒は、

「覚悟はしていたから大丈夫だよ。」

と明るく返してくれたけれど、声に涙がにじんでいるように思えた。

付き合い始めてしばらくしてから、奈緒は被差別部落出身であることを話してくれていた。そのとき僕は、

「話してくれてありがとう。どんなことがあっても二人で乗り越えていこう。」

と伝えた。それなのに奈緒に悲しい思いをさせ、両親を説得できないでいる自分に腹立たしさを覚えていた。僕が、

「あんな両親に認めてもらわなくてもいい。予定通り結婚しよう。」

と言うと、奈緒はしばらく黙ったあと、

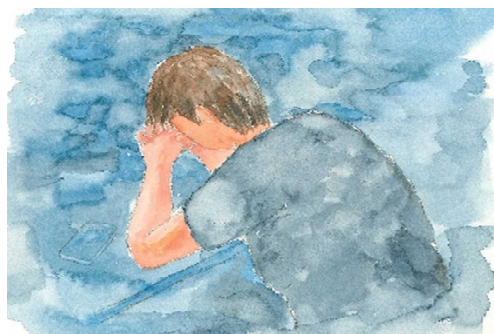
「翔太は本当にそれでいいの?」

と聞いてきた。奈緒の静かな言葉に僕は少し冷静になり、

「うん。考えてみる。」

と答えたけれど、両親とどう向き合えばよいか、

なかなか考えはまとまらなかった。



翌日は中学校の時の同窓会だった。会場に着くと、懐かしい仲間や担任の

野村先生、そして卒業後もずっと仲良くしている健人の姿もあった。

帰り道、僕は健人に両親から結婚を反対されていることを話した。

「実は今日、みんなや野村先生にも相談しようと思ったけれど、自分の親が差別していることを話す勇気が出なくて。」

と正直に打ち明けると、健人は、

「話してくれてありがとう。」

と言ったあと、

「翔太、中三の時の野村先生の授業、覚えてるか。」

と聞いてきた。

その瞬間、三年生の人権の授業がよみがえってきた。担任の野村先生は友達たちが結婚差別にあったときのことを話してくれ、僕たちをまっすぐ見つめながら、

「差別をされる人も、差別をする人も、差別はみんなを傷つける。そんな社会を作ってはいけない。それは今を生きている私たち一人ひとりの正しい知識と正しい判断に託されている。」

と言ったのだ。

「僕たちも野村先生も翔太の味方だよ。これから、一緒に考えていこう。」

その言葉に背中を押されたような気持ちになり、同時に、自分には支えてくれる人たちがいることを心強く感じた。

その夜、奈緒に会いに行き、

「昨日は本当にごめん。両親に認めてもらわなくても奈緒と結婚することはできる。でも、父と母に自分たちが間違っていると気付いてほしい。だから、二人が理解してくれるまで話がしたい。それまで結婚は待っていてくれるかな。」

と話した。奈緒も、

「よかった、私もそうしたいと思っていたの。前に翔太が言ってくれたように二人で乗り越えようね。」



と言ってくれた。

どれぐらいの時間がかかるかはわからない。でも、お互いがなくてはならない存在だという揺らぎない気持ちと、健人たち仲間の存在があれば僕たちは頑張れると思ったのだ。

一年が経った。

ある晴れた日、海が見えるチャペルに僕と奈緒はいた。そこには僕たちを祝福するたくさんの方の姿があった。もちろん僕の両親も。

僕たちはみんなの前で、これから先、どんなことも二人で乗り越え、共に生きていくと誓い合った。

この日を迎えるまでの時間はとても貴重なものだった。辛く悲しいこともあったけれど、そのたびに健人をはじめとする仲間や野村先生、周囲の人たちの行動と励ましに支えてもらった。

今の僕たちの願いは、一人ひとりが正しい知識をもち、誰もが差別に苦しむことなく生きていく社会になることだ。



希望

ナオコと私は幼なじみで、共に中学校生活を送っている。ナオコは病気と闘いながら、電動車いすで生活している。治療のために学校を休むことはあっても、それ以外に欠席はない。

二年生の三学期、進路希望を書く用紙が配られた。

昼休み、窓の外を見ながら、先週終わった期末テストのことを思い出して、

「進路か…。」

と、私が言うと、

「進路か…。」

と同じようにナオコも言った。そして、

「行ける高校、あるかな…。」

と続けた。

「ナオコは、どの教科もできるから心配ないよ。私は、数学以外ダメだからなあ。」

と返すと、

「車いすで、高校生ってなれるのかな。」

ナオコが、小さな声でつぶやいた。ナオコが心配していることは、成績のことではなかった。そのことに、初めて私は気が付いた。私は、そのことについて考えたことがなかった。それを考えたことがなかった自分に驚いた。こんなに長くナオコと一緒にいるのに、なんとなく、中学校卒業後は、ナオコとは一緒にいられないような気がしていた。私は、ナオコ以外で車いすを使っている人に学校で出会ったことがない。車いすを使う人は、どんな学校に通って、どんな社会で暮らしているのだろう。そんなことを考えながら、ナオコに何か返事をしないといけないと思い、答えを探した。

私には兄と姉がいる。兄は専門学科で勉強をするために隣町にあるB高校に

進学した。そこにはエレベーターがない。姉はこの春、家の近くの高校に入学した。そこにはエレベーターがある。

入学してまもなくケガをした姉が、松葉杖を使っていたとき、

「高校にもエレベーターあって助かった。お兄ちゃんと同じ高校に行っていたら、エレベーターないもんね。」

と言う姉に対して、兄は、

「僕はビッグな夢のためにB高を選んだからね。施設で選んでないから。」

と冗談混じりで言いながら、

ギプスからはみ出た姉の指先を

くすぐっていたことを思い出した。

「エレベーターのある高校もあるから、大丈夫。」

と、私はあわてて言ったが、

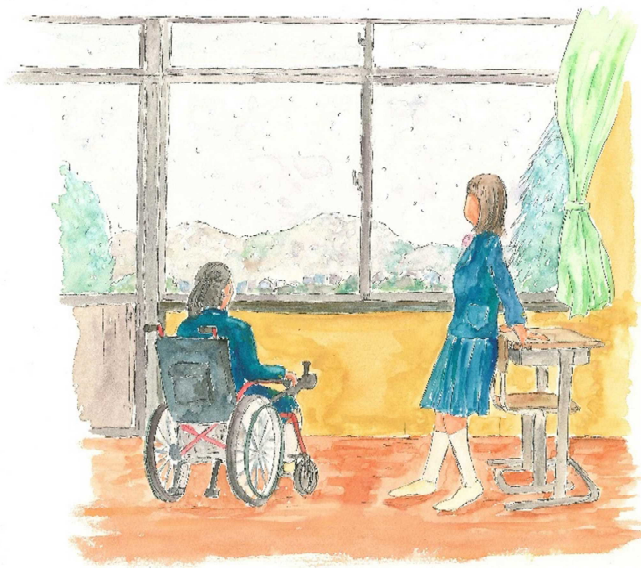
「見て、雪が降ってきたよ。」

どれくらい積もるかな。」

と、ナオコは話題を変えた。

それは、「進路の話はもういいよ」

という合図のように、私の心に寂しく響いた。



その日から、進路についてナオコと話すことがないまま進路希望の用紙を提出した。ナオコがどう書いたのか、気になっていた。昼休みに窓の外を見ながら、

「進路希望、私はB高校の普通科を書いたけど…。ナオコは？」
とたずねてみた。

「私も、B高。専門学科で勉強したい。」

とナオコは答えた。思いもよらない進路希望に、私は、何も言えなかった。私が黙っていると、

「やっぱり無理かな…。」

とナオコがつぶやいた。

「やっぱり無理」という言葉が、私の心の中をぐるぐる回った。無理なんかじゃない。無理なんかにしたくない。

お兄ちゃんは、いつもビッグな夢を語っている。家族には言っていないけど、お姉ちゃんにも夢がある。そして、照れくさくて今は言えないけど、私にも夢がある。そして、ナオコにも。

思い切って、私は、

「ナオコ、一緒にB高に行こう。」

と言った。でも、無責任なことを言っているのかなとも思った。私一人の力で、エレベーターは付けられない。でも、言わずにはいらなかった。ナオコの夢も叶えたい。私に何ができるだろう。道をひらく方法があるはず。

ナオコがどう思っているのか不安になって、私はナオコの横顔を見た。ナオコは空を見上げて、小さくうなずいた。



障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）とは

障害者権利条約は、障害者の権利を実現するために国がすべきことを決めています。条約とは、国際的な約束のことです。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由を守るための約束です。障害者権利条約は、障害者がもともと持っている自分らしさを大事にしています。（出典「障害者権利条約」パンフレット（外務省））



名実ともに障害者のための条約を作成するために

“私たちのことを、私たち抜きに決めないで”
条約の起草交渉は、政府間で行われることが通例ですが、このアドホック委員会では、障害者団体は傍聴できただけでなく、発言する機会も設けられました。それは、障害者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」に表れている、障害者が自身に関わる問題に主体的に関与するとの考え方を反映し、名実ともに障害者のための条約を作成しようという、国際社会の総意の表れでした。日本の政府代表団は、障害当事者を顧問に迎え、起草交渉に積極的に関与したほか、日本から延べ200人にのぼる障害者団体の関係者が国連本部（ニューヨーク）に行き、実際にアドホック委員会を傍聴しました。2002年から8回にわたるアドホック委員会を経て、2006年12月13日、障害者権利条約が国連総会で採択されました。2008年5月3日、障害者権利条約は、効力発生要件が整い発効しました。（参照「障害者権利条約」パンフレット（外務省））

条約における障害のとりえ方

従来の障害のとりえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。

国連の議論においては、主に1980年代の様々な取組を通じて障害に対する知識と理解が深まり、障害者の医療や支援に対するニーズ（リハビリテーション等）と障害者が直面する社会的障壁の双方に取り組む必要性が認識されるようになり、この条約もそうした認識に基づき作成されました

（出典「障害者権利条約」パンフレット（外務省））

※条約が締結された後、国連の障害者の権利に関する委員会では「障害の社会モデル」ではなく「障害の人権モデル」という表現が使われています。

コラム：障害の「社会モデル」とは

- このリーフレットでは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限（バリア）を取り除くために
行うべきことなどについて紹介してきました。
- 共生社会を実現するために、障害のある人が直面するバリアを取り除いていくという考え方は、障害者権利条約の基本理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。
- 障害の「社会モデル」とは、障害のある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障害のある人ご自身の心身のはたらきの障害のみが原因なのではなく、社会の側に、様々な障壁（バリア）があることによって生じるもの、という考え方です。

※障害の「社会モデル」に対し、障害は個人の心身のはたらきの障害によるものであるという考えを「医学モデル」といいます。

【社会モデルの考え方】

- 階段しかないので、2階には上がれない
▶「障害」がある

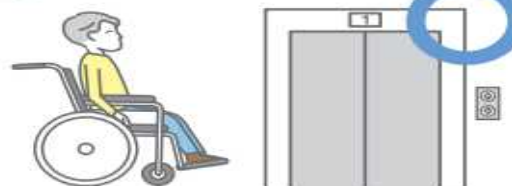


車椅子の方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境



- 「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることとなります

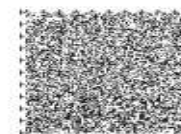
- エレベーターがあれば、2階に上がれる
▶「障害」がなくなった！



＜社会的障壁（バリア）の例＞

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

- 障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方に基づき、障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことが重要です！



出典 リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」（内閣府）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf

「便利」の落とし穴

祖母は、最近、視力と聴力が弱くなってきた。時々困っていることがあるが、「年をとると、そういうもんです。」

と笑っている、陽気なおばあちゃんだ。

週末、祖母とスーパーマーケットに行くのが、小学生の頃からの私の楽しみだった。でも、中学生になって、祖母との時間がうまく合わなくなり、二年生になった今は行かないことの方が多くなっていた。

夏休み、

「ユカ、今日は一緒に買い物に行こうか。」

と声をかけられて、久しぶりに行くことにした。

その日、私のイライラは、スーパーマーケットのレジで起こった。店員さんに金額を言われて、

「いくらでしょう?」

と祖母が聞き返す。店員さんは、

「三番どうぞ。」

と精算機の番号を言うと、次のお客さんの対応に移った。レジまで行くと祖母はカバンから財布を出して、お札を出し、小銭を出し、丁寧に数えていた。そうしている間に、隣のレジでは二人の人が支払いを済ませ、去っていく。

「おばあちゃん、早くしてよ。」

と言いつつも、祖母は隣のレジに現れた人に、

「あら、浅田さん、久しぶり。」



と声をかけた。以前、近くに住んでいた浅田さんもこちらを見て、

「ほんと、久しぶり。お元気？」

と笑顔であいさつを返す。私の中で、イライラした気持ちがふくらむ。

「おばあちゃん、早くお金入れて。」

と言葉を残し、買い物カゴを持って移動し、カゴからエコバッグに買った物を移した。浅田さんと祖母が私の横に来て、

「暑いわねえ。」

と話している。

「ユカちゃん、もう中学生なのね。大きくなったわね。」

と浅田さん。

「あつ。はい。こんにちは。あつ。じゃあ、さようなら。」

ちぐはぐなあいさつをして、祖母と私はその場を後にした。

家に帰ると、ちょうど父も帰ってきたので、

「ねえ。おばあちゃんのスマホも、お金払えるようにしてよ。レジで時間かかって大変！」

父の返事は

「おばあちゃんは困ってないよね。」

そこへ祖母も入ってきて、

「そんなイライラしないで。おばあちゃんだって、そのくらいできるのよ。ただ、”ピッ”って払うとお金を使ってる感覚がなくて、現金で払うのが好きなのよ。」

「えーっ。おばあちゃん、使えるのに使っていないの！便利なのに……。」

そこに、スマホの操作に夢中になっていた兄まで、

「ユカ、わかってないなあ。僕のスマホの師匠はおばあちゃんなんだよ。僕らのお

「ばあちゃんは、好奇心の塊だからな。」

と言ってきた。祖母は、

「あまりほめられると照れるねえ。でも、長い間、使っていないから、使い方、忘れたかもしれないね。今度、使ってみようかなあ。」

と笑った。

翌週になり、今度は私から、

「おばあちゃん、買い物、行こう。今日はスマホでね。」

と誘い、祖母と買い物に出かけた。

レジに進むと、名札に「研修中」の文字のある店員さんが、商品のバーコードを見つけられず、手間取った。あせている店員さんに、祖母は

「あわてないでね。あわてると余計見つかりませんね。」

と穏やかな口調で声をかけた。

思いがけない言葉にはっとした店員さんは、一瞬、手を止め、私たちにわからない程度に小さく息を吸って吐いた。そして、商品を持ち直すと、さっきまで手で持っていたところにバーコードを見つけたようだった。

「ありました。」

とニッコリ笑って、

「ありがとうございました。」

と私たちの会計を済ませた。

（おばあちゃんの「あわてない。」が私は大好き。おばあちゃんは、いつもそうだ。小さい頃の私は何をすることも時間がかった。兄と比べて自分は遅いと思えば思うほど、急いでしまい失敗することがよくあった。「あわてない、あわてない。」と、いつもおばあちゃんは言ってくれた。）

そんな思い出にひたっているうちに、祖母はスマホのことなど思いもしない様子^{ようす}で、いつもどおり財布を出していた。

「おばあちゃん、スマホは？」

と言いつうになったが、私はその言葉を飲み込んだ^{のこ}。

買った物をエコバッグに入れながら、祖母が、

「あら。おしょうゆ買うの、忘れたわ。」

と笑った。つられて、私も笑った。



參考資料

◆A アイヌの人々とその文化について考えよう

アイヌの人々は、現在の北海道とロシアにまたがる地域の先住民族です。古くから狩猟や農業、交易を行っていました。現在でも北海道には、アイヌ語に由来する地名も多くみられます。

14世紀になると、本州から進出してきた和人（アイヌでない日本人）との交易も始まりました。しかし、アイヌの人々の生活は次第に圧迫されるようになり、しばしば和人との間に争いも起こりました。その後も、明治以降の開拓によって、アイヌの人々の居住地や文化はさらに奪われていきました。日本とロシアの国境交渉も、アイヌの人々の居住地域については考慮されないものでした。

アイヌの人々が、日本国憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは、当然のことです。しかし、進学や就職、結婚などで差別や偏見が依然として存在しています。これに対し、アイヌの人々の正当な地位を築こうという気運が高まり、1997（平成9）年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が成立しました。そして、2007（平成19）年9月、「先住民族の権利に関する国連宣言」（先住民族権利宣言）が採択され、政府が初めて、アイヌの人々を先住民族であることを認めました。その後、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、北海道旧土人保護法は廃止されました。

現在、アイヌ語伝承のためのアイヌ語教室が開設されたり、伝統文化や伝統行事が各地で復活し、国や地方公共団体もアイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう支援を行っています。

ちり ゆきえ 知里 幸恵（1903～1922）



北海道の登別市で生まれ育ったアイヌ。幸恵は、文字をもたなかったアイヌ語にローマ字での発音と日本語訳をつけ、『アイヌ神謡集』にまとめた。13篇のカムイユカラ（神謡）が収められているこの著書のアイヌ語表記と対訳及び序文は高い評価を受けている。1922（大正11）年5月、幸恵は上京するが、心臓病のため、同年9月、19歳という短い生涯を閉じた。アイヌとしての民族意識と誇りをもち、アイヌ語とアイヌの人々の文化を伝えるという使命を果たした幸恵は、没後、その著書と、そこにこめられた精神によってさまざまな人たちに感銘を与え続けている。

1922年7月12日の日記のなかで次のように書いています。文中に出てくる「シサム」とは和人のことをさしています。これは「本当の隣人」という意味です。

（写真提供：NPO 知里森舎）

「私はアイヌだ。何処までもアイヌだ。何処にシサムのやうなところがある？！ たとへ、自分でシサムですと口で言ひ得るにしても、私は依然アイヌではないか。つまらない、そんな口先でばかりシサムになったって何になる。シサムになれば何だ。アイヌだから、それで人間ではないといふ事もない。同じ人ではないか。私はアイヌであったことを喜ぶ。私がもしかシサムであったら、もっと湿ひの無い人間であったかも知れない。アイヌだの、他の哀れな人々だのの存在をすら知らない人であったかも知れない。しかし私は涙を知ってゐる。神の試練の鞭を、愛の鞭を受けてゐる。それは感謝すべき事である。

アイヌなるが故に世に見下げられる。それでもよい。自分のウタリが見下げられるのに私ひとりばかりと見あげられたって、それが何になる。多くのウタリと共に見上げられた方が嬉しいことなのだ。

それに私は見上げらるべき何物をも持たぬ。平々凡々、あるひはそれ以下の人間ではないか。アイヌなるが故に見上げられる、それはちっともいとふべきことではない。

ただ、私のつたない故に、アイヌ全体がかうだとみなされて見上げられることは、私にとって忍びない苦痛なのだ。

おゝ、愛する同胞よ、愛するアイヌよ！！！！」

◆ B 部落差別（同和問題）の歴史について調べ、考えよう

I 部落差別（同和問題）の歴史について研究しよう

（I） 中世 — 民衆の中の差別意識と優れた文化を担った人々 —

むかしの人々は、地震や洪水のような天変地異・死・出産・出血・火事・犯罪など、日常生活に変化をもたらすような出来事を「けがれ」と考え畏れました。この「けがれ」意識が日本の社会のなかの差別意識と結びつくことができました。

中世社会では、天皇や貴族、僧侶や神官、武士などの身分があり、さらに細かな身分に分かれ、身分関係は大変複雑でした。人間は、生まれや地位によって尊い人と賤しい人に分かれるという考え方も社会に広がっていきました。しかし、このような中世の身分は法律などの制度によってつくられたものではなく、代々引き継がれるものでもありませんでした。

商業や手工業が発展してくると、さまざまな職人が活躍するようになりました。なかには、死牛馬の処理や皮づくり、染め物、庭づくり、芸能、寺社の清掃や警備、運送などの仕事をする人々が生まれました。清いところとされていた神社・寺院や都の清掃、死牛馬の処理、葬送の仕事は、「清め」とよばれました。また、庭づくりや芸能の仕事も日常とは異なる状態として「けがれ」に関わるものと考えられていました。平安時代以後、貴族を中心に死や血などを忌み嫌う考え方が強くなり、これらの仕事は、「けがれ」意識や異なる能力に対する「畏れ」意識などと結びついて、これらの仕事に従事する人々への差別意識につながっていったと言われていました。

そのなかからも、庭をつくり、石垣を築く技術に優れた人々が生まれ、龍安寺の石庭や銀閣寺の庭はそうした人々によってつくられました。また、現在にもつながる芸能に従事した人々もいました。

今日、日本の伝統文化といわれるものには、中世に源流をもつものが多くあります。そして、この中世の文化の形成には、差別をされていた人々の貢献もありました。

資料 I 龍安寺の石庭と能

【龍安寺の石庭】

水を用いずに石や砂などで山と水を表現する枯山水とよばれる技法でつくられた石庭です。この龍安寺の石庭は、当時、差別をされていた人々によってつくられました。



【世阿弥と能】

現在に伝わる伝統芸能の「能」は、室町時代に世阿弥が大成させました。芸能に従事した人々は、当時差別を受けていましたが、世阿弥は、将軍などの保護を受ける中で、独学で教養を身に付け、「能」を大成させ、芸能論を残しました。



写真提供：篠山市教育委員会（当時）

○ 当時、差別されていた人々は、ほかに、どんな文化を担っていたか調べましょう。

(2) 近世 ー身分制度の中でたくましく生きた人々ー

江戸幕府は、豊臣秀吉が進めた兵農分離をもとに、1671年の宗門人別改帳※の法的整備を進めるなかで、人々を武士と百姓・町人という身分に分けて固定化していきました。

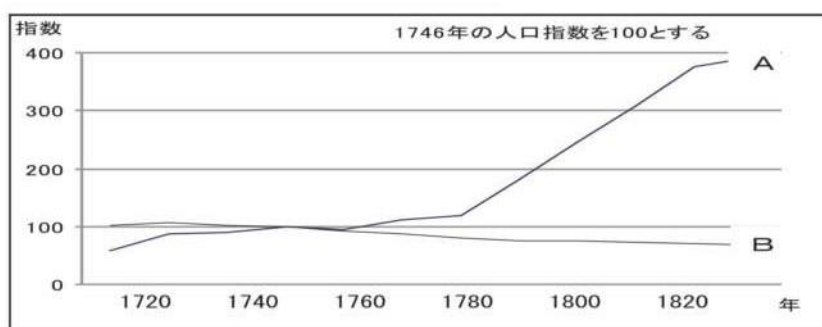
さらに、幕府は、中世からの人々の差別意識をもとに、百姓・町人のほかに「えた」や「ひにん」と呼ばれる身分を制度的に固定しました。江戸時代の身分は、職業ではなく、役務によって定められます。例えば町人は運上金や冥加金という税を納めました。税金のあり方は身分によってさまざまに違っていたのです。

「えた」身分の人々は、「かわた役」と呼ばれる皮革の上納や警備の業務などのかたちで税を払いました。仕事という面では、農業などを営みながら、死牛馬の処理や皮革の製造、草履や雪駄づくり、芸能などの仕事に従事しました。「ひにん」身分の人々は、都市に住み、警備の仕事などにあたりました。このように、これらの人々は社会や文化を支える役割を果たしていましたが、百姓・町人からも疎外され、住む場所や服装・交際などで厳しい制限を受け、差別はさらに強化されていきました。

しかし、差別を受けながらも、人々は力を合わせて生活を向上させていきました。「えた」身分の人々の中にも、広い田畑を経営する者や、雪駄づくりの仕事を行って豊かになる人も出てきました。

※…初めは、仏教徒であることの確認を目的としていたが、やがて、結婚・出生・死亡や移転などを記した戸籍としての役割や、租税台帳としての役割をもつようになった。定期的な調査が義務づけられた。

資料2 江戸時代の人口の変化



竹皮草履の裏面に皮が貼られ、防水機能がある。高級感があり、高価な品であった。

(参照 部落史に学ぶ2 歴史に出会い未来を語る多様な学習プラン 外川正明著 解放出版社)

- グラフのうち、AとBのどちらが差別を受けていた村でしょう。
- 差別をされていた人々の生活を調べましょう。

資料3 医学を支えた人々

江戸時代は、解剖のことを「腑分け」と言いました。

杉田玄白は、「解体新書」を翻訳し「蘭学事始」という本をあらわしました。「蘭学事始」には、翻訳の苦心と、人体の解剖を初めて見た時の感動が記されています。

この時、解剖をして内臓の説明をした人は、「えた」身分の人でした。このような人が、すぐれた解剖の技術を生かしてこの頃の医学の進歩を支えていました。



(3) 近代 - 「解放令」と人々のくらし -

明治になり、富国強兵・殖産興業を旗印に、徴兵・税収・義務教育などに向けてすべての国民を管理し、移転の自由・職業選択の自由などを法的に定めつつ、それによって一部企業に収益を集めようとしていました。このために利用できるものは江戸時代の身分制度も含めてさまざまに利用しました。部落差別・女性差別・アイヌ民族差別・外国人差別などは明治時代に再編され、強化されています。

明治政府は、近代国家を建設するための政策の一つとして、江戸時代の身分制度を改め、天皇の一族を皇族、公家と大名を華族、武士を士族、百姓と町人を平民としました。

そして、1871（明治4）年8月の太政官布告（いわゆる「解放令」）によって、被差別身分を廃止しました。これは、それぞれの土地の地価に基づいて全国の土地に一律の税をかけて、税金を取りたてる地租改正のための前さばきでもありました。

その背景には、「えた」「ひにん」などの身分は廃止するべきであると主張した出石（兵庫県）出身の加藤弘之や、土佐（高知県）出身の大江卓らの意見とともに、被差別身分の人々の訴えがありました。また、厳しい財政状況の政府にとっては、地価に基づいて全国一律の税制度をつくり、すべての人から高率の税金を取り立てる必要がありました。江戸時代には被差別身分の人たちの家や屋敷地に税がかかっていないこともありましたが、それも課税対象とされました。このように、被差別身分の人々も平民にして税金をとる対象を増やす必要もあったのです。

「解放令」によって、被差別身分の人々（以下「被差別部落の人々」）は、差別がなくなると喜び合いました。そして、「解放令」をよりどころに、山林や用水の平等な利用、寄合や祭礼での対等な交際の要求など、差別からの解放を求める動きが各地で起きました。

しかし、被差別部落の人々は零細な小作農が多かったため、地主に高い小作料を納める必要があり、常に苦しい生活をしていたうえに、地租改正により米価に関わらず一定の税金を納めなければならないため、圧迫を強く受けました。さらに、被差別部落の人々がこれまで営んできた皮革などの仕事も、大きな資本の参入によって被差別部落の皮革産業は衰退し、生活はますます苦しくなりました。

政府は、華族や士族には生活の保障をしましたが、平民には何もしてませんでした。そのうえ、納税・兵役・教育などの負担も重く、政府に対する不満が高まっていきました。

また、政府は、1872（明治5）年に学制を定め、すべての国民に教育を受けさせようとしていました。しかし、多くの家庭にとって、子どもたちは生活を支える大切な労働力であり、また、学校の建設費や高い授業料など負担も大きく、子どもを学校へ通わせることができない家庭もありました。なかでも被差別部落の人々の生活はきびしく、子どもを学校に行かせることは困難でした。そのうえ、学校に入学した後もさまざまな差別を受けました。

このように、政府は被差別部落の人々の生活を改善する具体的な施策はとらず、また、長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかったため、居住や就職、結婚などで差別を受けることは根強く残り、生活は江戸時代よりも貧困で厳しいものとなりました。

これに対して、被差別部落の人々は差別をなくするよう要求していきました。

資料4 太政官布告（いわゆる「解放令」）（1871（明治4）年8月）

内容

えた・ひにん等の名称が廃止されたので、これからは身分、職業ともに平民と同様であるべきこと。

同じく府県へ

もっとも、地租その他の負担を免除してきた慣習があれば、それを改めるために、再調査して大蔵省へ伺い出るべきこと。

参考

当時の様子を記す県内の記録には、
「…九月十五、六日頃よりえた非人素人同様の御沙汰触れ書廻り御座候…蓬物餅つき内祝い致す」とあり、被差別部落の人々の、解放令への喜びや期待を伝えています。



太政官布告（明治4）抜粋
国立公文書館蔵

2 同和問題の解決に向けた行動や取り組みについて調べ、考えよう

(1) 差別の撤回を求めた人々 ― 渋染一揆 ―

江戸時代の後期になると、身分差別の不条理に対する批判意識は強まってきました。岡山藩は、財政難を解決しようとして^{おかやまはん} 倭約令を出しました。その倭約令の最後の5カ条は、被差別部落の人々を対象としたものでした。その内容は、「新しくつくる衣類は木綿で、しかも^{むもん} 無紋・^{あゐぞめ} 渋染・藍染のものに限る」など、きびしい差別の命令になっていました。そのため、50余りの被差別部落の人々が団結して反対し、翌年、^{たんがんしよ} 嘆願書を出しました。

しかし、嘆願書が差し戻されたため、1,500人以上の人々が集まって一揆を起こし、2日間にわたる^{こうしやう} 交渉の末、藩に嘆願書を受け取らせました。藩は渋染めや藍染めの着物の強制は取りやめましたが、訴えた人たちの代表を刑に処すとともに、倭約令の撤回はしませんでした。江戸時代の身分制度の撤廃を求める要求は、大坂や江戸などでも藩や幕府に対して出されています。



渋染めの着物
(柿の渋で染めている。)

資料5 嘆願書

一、このたび倭約令を出された上に、私たちには別途のお触れを出され、私たち一同、大変困っております。

一、私たちは、田を耕し^{ねんぐ} 年貢を納め、非常の時は警備の仕事もしています。それなのに、このようなお触れを出され、百姓と分け隔てをされては、私たち一同生きるかにもありません。若者たちは、農業をほってしまうほど元気をなくして、嘆かわしく思っています。

～中 略～

一、^{もんづ} 紋付き着物は決して着てはならないとおっしゃいまして、私どもは、紋付きを新たに作る者などおりません。十人のうち、七、八人は古着を買い求めて着ています。他家の紋付きは、値段が安いのです。暮れの年貢が差し^{つか} 支えたときは質屋に入れて、とにかく年貢を納めようと、心して暮らしています。

この度のお触れを承知しますと、老若男女とも身の上がどのようなのだろうか、昼夜を問わず嘆き悲しんでいます。みんな^{なみだ} 涙を流し、なぜこのような別の命令を出されたのか、嘆かわしいことだと思っています。

- 人々はどのような思いで一揆を起こしたのでしょうか。右のイラストの寄り合いでどんな話し合いが行われたのか、シナリオをつくって演じてみましょう。
- 一揆へ向かう人々とそれを見送る家族が言葉を交わす場面を絵に描いてみましょう。
- 一揆が成果をおさめた要因は何だと思いますか。



(2) 全国水平社の結成

1918(大正7)年におきた米騒動^{こめそうどう}をきっかけに、人々の生活上の権利を求める動きが盛んになりました。そして、大正デモクラシーのうねりが高まるにつれ、被差別部落の人々は、人間の自由や平等についての認識を深め、自らの力で部落解放をめざしました。

1922(大正11)年3月、被差別部落の人々は、差別からの解放を求めて全国水平社を創立しました。その中心になったのは、部落差別の不当性を社会に訴え^{うった}るとともに、自ら立ち上がることの大切さを自覚した阪本清一郎^{さかもとせいいちろう}や西光万吉^{さいこうまんきち}、駒井喜作^{こまいきさく}らの被差別部落の青年たちでした。

創立大会は、京都市の岡崎公会堂^{おかざき}で開かれ、各地の被差別部落を代表した3,000人余りの人々がかけつけました。

大会は、熱気あふれる雰囲気^{ふんいき}で終始し、「差別からの解放」「経済・職業の自由の獲得^{かくとく}」「人間性の原理に覚醒^{かくせい}し、人類最高の完成への突進^{とっしん}」という三大綱領^{こうりょう}や、日本の人権宣言とも言われる「水平社宣言」などを満場一致で採択^{さいたく}しました。宣言は、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」としめくくられ、人々は深い感動にうち震えながら、解放への決意^{けつぎ}を誓い合いました。

水平社の運動は、3府21県に広がり、地方につくられた水平社の数は、300を超えました。

資料6 全国水平社創立大会の様子

地方代表にまじって、一人の少年が壇上^{だんじょう}に上がりました。まだ14歳の紅顔^{やまだこのの}の山田孝野次郎^{やまのたけのじろう}という少年でした。

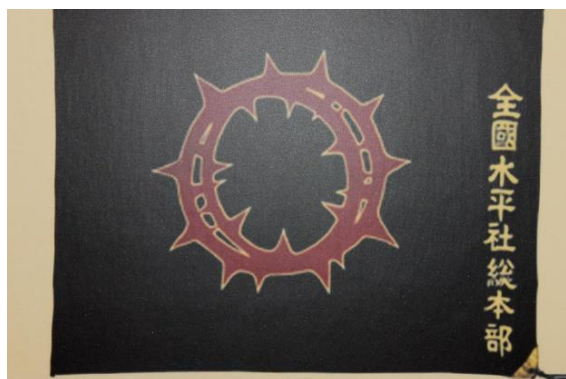
「私は、郡役所の方や学校の先生のお話をよく聞きました。それらの方は口をすっぱくして平等を叫び、差別は不合理だと訴えます。そして、私どもをいかにも理解しているかのように言い、差別的な感情など少しもないかのように言われますが、一度教壇に立った先生の瞳^{ひとみ}は、なんと、冷たいものでしょう…。」

ここまで話すと少年の瞳には涙がにじんできました。そして、差別された、苦しい体験をあげて話を続けましたが、小さな胸に怒りと悲しみがあふれ、ついに泣いてしまいました。会場からもむせび泣く声が聞こえ、壇上にいた委員もその場にいたたまれず事務所に走り込み、手を取り合いながら泣きました。少年は、涙をおさえ、大きい声を張り上げて叫びました。

「いま私どもは泣いているときではありません。大人も子どももいっせいに立ち上がって、そして光り輝く、新しい世の中にしていこうではありませんか。」

たちまち会場は、あらしのような拍手につつまれました。

全国水平社機関誌「水平」第1巻(1922年)を現代語訳



- 「水平社」という言葉や、荊冠旗^{けいかんき}のデザインにはどんな意味、思いがこめられているのか考えてみましょう。

創立大会には、兵庫県からも多くの参加者がありました。

当時県内から参加された人への聞き取りの内容が残されています。その方は、参加したとき13歳だったそうです。その一部を紹介します。

【聞き手】(村の青年から水平社創立大会に行くように)声をかけられた時は、どんなきもちでしたか。

【話し手】まあ、とにかく行ってみたかった。行ってみたいけれども、そう簡単には決断できない。まあ、^{けいじょう}刑場に行くような気持ちが若干子どもながらにあったと思うんです。はたして戻ってこられるんかどうか。行く時に母親から、「^{つかま}えにきたら逃げなあかんで、逃げたらなんぼ^{じゅんさ}巡査でも見逃してくれるさかい」と言われたことを覚えておりますわな。

【聞き手】最後に行くというふうに決められても、費用は結構かかったと思うんですけど、どんなふうに工面されたんでしょうか。

【話し手】母親から5円もらいましたな。さあ、5円というお金は、当時としては大金ですわな。(当時5円は500銭、当時かけそば1杯が約10銭であった。1銭は現在の価値として、250円程度の価値があります。)

【聞き手】どこを歩いて行かれたのですか。

【話し手】(まだ暗がりに出て)まず三田まで(約20kmか)歩いていき、そこから車で大阪に出て京都まで行きましたな。(中略)そうそう、赤松峠(現在の三木市吉川町と神戸市北区)を越してね、そして一番か二番の汽車に乗ったんですよ。

【聞き手】公会堂が近づいてきて、会場に向かう人たちが増えてきたと思うんですけど、声を交わされる人などはいなかったのですか。

【話し手】それはありました。たしか、兵庫県から来た四、五名にも出会い、話をしたような覚えがあります。(中略)郷土におればですね、部落出身ということで非常に少数で力が足らんし、頼るもんもないし、さびしい思いやったけども、全国からこうやって集まってくるとえらいもんやなあ。そういう感動といいますか、心^{こころ}頼^{たの}みというか、前^{ぜん}途^と頼^{たの}ましいもんを子どもながらに感じ取ったと思いますね。

【聞き手】あの「宣言」が朗読されたときには皆さんが涙され、やがて大拍手と歓呼の聲があがったという話を聞きますけれども、そのときの^{きんぐい}雰囲気はどうだったのですか。

【話し手】まあ、全国から集まれば、仲間はこれだけおるねんや。代表だけでもこれだけおんねんや。力強いもんやと。これから差別するもんに対してはやっぱりその過ちをたださなあかんねん。自分らの力だけでできなんだら、仲間が助けてくれる。京都や大阪からも増援に来てくれるんやと。(中略)だから、全国の仲間と手を握ってね、そこでまあ、^{かみ}感^{かん}涙、感動といいますかね、皆すすり泣いたことが非常に印象に残っていますね。



全国水平社創立メンバー
写真提供：水平社博物館



チラシ「全国水平社創立大会へ」
写真提供：水平社博物館

(3) 日本国憲法の制定と部落解放運動

水平社に結集した人々は、部落解放と民主主義の実現をめざして、差別解消のための取組を続けましたが、日本が第二次世界大戦の戦時体制を強める中で、徐々に活動は縮小していきました。

しかし、戦後水平社の精神は受け継がれ、新しい憲法のもとでの部落解放運動に大きな力となりました。1946（昭和21）年2月には、水平社の運動を受け継いだ部落解放全国委員会が結成されました。

そして、同年11月には、基本的人権の尊重を基本原則の一つとした日本国憲法が制定されました。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分※又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

※「人が社会において占める継続的な地位」のこと

しかし、部落差別をなくする具体的な手立てが講じられなかったため、教育の格差や就職、結婚における差別の実態は改善されませんでした。

資料7 高知県の児童の作文（1950年代後半）

「夏休みが待ち遠しい」

私はこのごろよく学校を休む。休んだあくる日に学校に行くと、みんなが「あんた学校ささい休むねえ。どうしたか」ととう。私は、「かぜをひいて休んだ」というと、「あたしらあかぜをひいたばあで休まんよ」と言われる。

先生、わたしが学校をささい休むのは、かぜをひいて休むときもありますが、もうひとつのわけは、うちがびんぼうで、ねえさんが中学校を休んでうちの手伝いをしています。私はそのねえさんを見ていると、きのどくて朝学校へ行こうと思っても、行きにくくなって休むのです。先生ごめんなさい。

それから先生にもうひとつおねがいがあります。それは、先生が給食代をもって来た人の表を教室の前にはっていますが、あれをはずしてくれませんか。私はあの表が心配で学校へ来にくい日があります。

私のうちは、おとうさん、おかあさんが毎日昼ごはんを食べんずく働いてくれます。私は学校の給食代をようはらいません。私だけではなしに、三年の弟の給食代もたまっています。私と弟と二人で、学校給食を食べるのは無理だと思います。それで、来月から自分がやめて、弟だけ食べさせてやりたいと思いますが、先生いきませんか。私はこれがまいちばん困っていることです。

はやく夏休みになったらよいと、この間から思っています。そしたら、うちの手伝いもできます。夏休みには給食代をはらうにようびません。

参考

戦後の同和問題における教育上の課題の一つに、被差別部落の子どもたちの長期欠席や不就学の問題がありました。奈良県の統計では、1951年～1952年の中学生の長期欠席率が被差別部落出身生徒では35.0%であるのに、被差別部落外の生徒は2.7%でした。他の府県も同じような状況がありました。長期欠席や不就学の原因として、家庭において、子どもも働き手として家計を支えていたことが考えられます。こうした状況に的確に対応するために、高知県では、福祉教員を学校に配置するという制度が始まりました。『きょうも机にあの子がいない。』は同和問題への取り組みの合い言葉となりました。その後、1969（昭和44）年の同和对策事業特別措置法の制定に伴い（P.53参照）、国においては同和加配教職員の制度が生まれました。

資料 8 教科書無償化への取組

1961（昭和 36）年から、高知県高知市長浜では教科書を無償にする取組が進められました。高知市にあった被差別部落では、仕事に恵まれず、母親たちの多くは失業対策事業に出て働いていました。当時の失業対策事業は、1 日働いて約 300 円でした。それに対して、当時、1 年分の教科書代は、小学校で約 700 円、中学校では約 1,200 円でした。親たちにとって、教科書代はかなりの額であり、毎年 3 月を迎えることを辛く思っていました。

親たちは、学習会で憲法第 26 条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とあることを学びました。そこで、母親たちは、教師をはじめ多くの人々に働きかけ、「長浜・教科書をタダにする会」を結成し、集会を開いたり、署名を集めたりしました。その行動は、多くの団体の支持を得て、高知市議会も、小・中学校の教科書を無償にするように内閣総理大臣や文部大臣に意見書を提出しました。

このような、教科書無償化への取組は、全国各地に広がり、多くの人々の熱い思いは、国会でも取り上げられ、文部省は 1963（昭和 38）年 12 月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました。1964（昭和 39）年は、小学校 1～3 年生が無償になり、その後、無償の学年枠が順に広がり、1969（昭和 41）年には、全小・中学校の教科書無償が全国的に実現しました。

資料 9 タ焼けが美しい

タ焼けがうつくしい

わたくしはうちがびんぼうであつたので
がっこうへいっておりません。
だからじをぜんぜんしりませんでした。
いま しきじがつきゅうでべんきょうして
かなはだいたいおぼえました。
いままでおいしやへいってもうけついで
なまえをかいでもらっていました。がためし
にじぶんでかいてためしてみしました。
かんごふさんが 北代さんとよんでくれたので
大へんうれしかったです。

タやけを見てもあまりうつくしいと
思はなかつたけれどじをおぼえて
ほんとうにうつくしいと思うように
なりました。みちをあるいておつても
かんばんにきをつけていてならつた
じを見つけると大へんうれしく思います。
すうじおぼえたのでスーパーやもくよう
いちへゆくのもたのしみになりました。

またりよかんへ行つてもへやのばん
ごうをおぼえたのはじめもかかなく
なりました。これからはがんばって
もつともつとべんきょうをしたいです。
十年ながいきをしたいと思います。

四十八年二月二十八日 北代 色

この文章は、当時高知県に住んでいた、北代色さんが 70 歳の時に初めて出した手紙です。句点（。）を付け加えた箇所があります。

北代さんは、明治 38（1905）年に高知県土佐清水市に生まれ、5 歳のころから子守と地場産業の草履づくりをしていたため学校に行きませんでした。そのため、北代さんは字をまったく知らないまま大人になりましたが、識字学級に参加してやがて文字が書けるようになりました。

識字学級は、昭和 38（1963）年に福岡県で開設されたのがはじまりとされ、その後、全国に広まっていきました。文字がわからないと、「電車やバスに乗るとき行き先がわからない。病院や役場へ行っても自分の住所や名前を書くことができない」など生活に困るだけでなく、尊厳を奪われたような状態になりかねません。各地の識字学習者は、自分の

生い立ちをふり返り、学ぶようになって得た喜びを綴るとともに、文字を学ぶ機会を自分たちから奪った差別や学校の問題を訴えました。その後、文字を学ぶ運動が各地で展開されるようになり、被差別部落を中心に識字学級が開設されていきました。

○ 北代さんの手紙を読んで、感想を話し合しましょう。

（４）国民全体の取組へ

1950（昭和 30）年代の後半からは、被差別部落の生活環境改善のために国の予算が計上されるようになりましたが、それは部分的な政策にとどまりました。そこで、差別をなくすために、部落解放を求める運動団体をはじめ多くの国民が、政府や国会に総合的な対策を講じるよう求めていきました。これに対して、政府は、1961（昭和 36）年に同和対策審議会を設置しました。

同和対策審議会は、4 年かけて差別をなくすために必要な対策を審議し、1965（昭和 40）年に「同和対策審議会答申」を政府に提出しました。この答申において、同和問題の解決は、「国の責務」であるとともに「国民的課題」であると明示され、国をあげてその解決を図るよう求めました。部落差別の問題（「同和問題」）がようやく国民全体の課題となったのです。

資料 10 同和対策審議会答申

【前文（抜粋）】

いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。

【第 1 部（抜粋）】

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現在社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

－（中略）－

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にはかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。

－（以下略）－

政府は答申の趣旨に沿って、1969（昭和 44）年 6 月、国会へ「同和対策事業特別措置法」を提出しました。法案は満場一致で可決され、同年に公布、施行されました。この法律は 10 年間の時限法で、日本国憲法と答申の精神を尊重し、対策事業を国及び地方公共団体の責任において実施し、被差別部落（同和地区）の経済力を高め、住民の生活の安定と福祉の向上などを図ることとしました。

これは、1871（明治 4）年にいわゆる「解放令」が公布されてから百年近くたって、法律に基づいて国が総合的な取組をしようとする画期的なものでした。この法律に基づいて、各地で事業が積極的に推進されていきました。被差別部落の環境改善をはじめとする実態的差別の解消が図られるとともに、広く国民の理解と協力を得る必要から、心理的差

別の解消を図るため啓発活動^{けいはつかつどう}も進められました。

「同和对策事業特別措置法」は3年間延長され、その後、国は新しい法の制定や改正を重ね、残された課題を整理しながら、その解決に努めてきています。現在は、2000（平成12）年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、同和問題の解決をはじめ、さまざまな人権課題の啓発に取り組んでいます。2010年代になると、さまざまな人権課題についての法律が次々と制定されるようになりました。部落差別についても、2016（平成28）年に「部落差別解消法」が制定され、教育や啓発に取り組むことも定められました。

- 同和問題は、どうして国民的課題なのでしょう。
- 同和問題を解決するために、国はどのような取り組みをしたのでしょうか。

3 同和問題の解決のため、私たちはどうしていけばよいか話し合おう

わたしたち一人ひとりの課題として

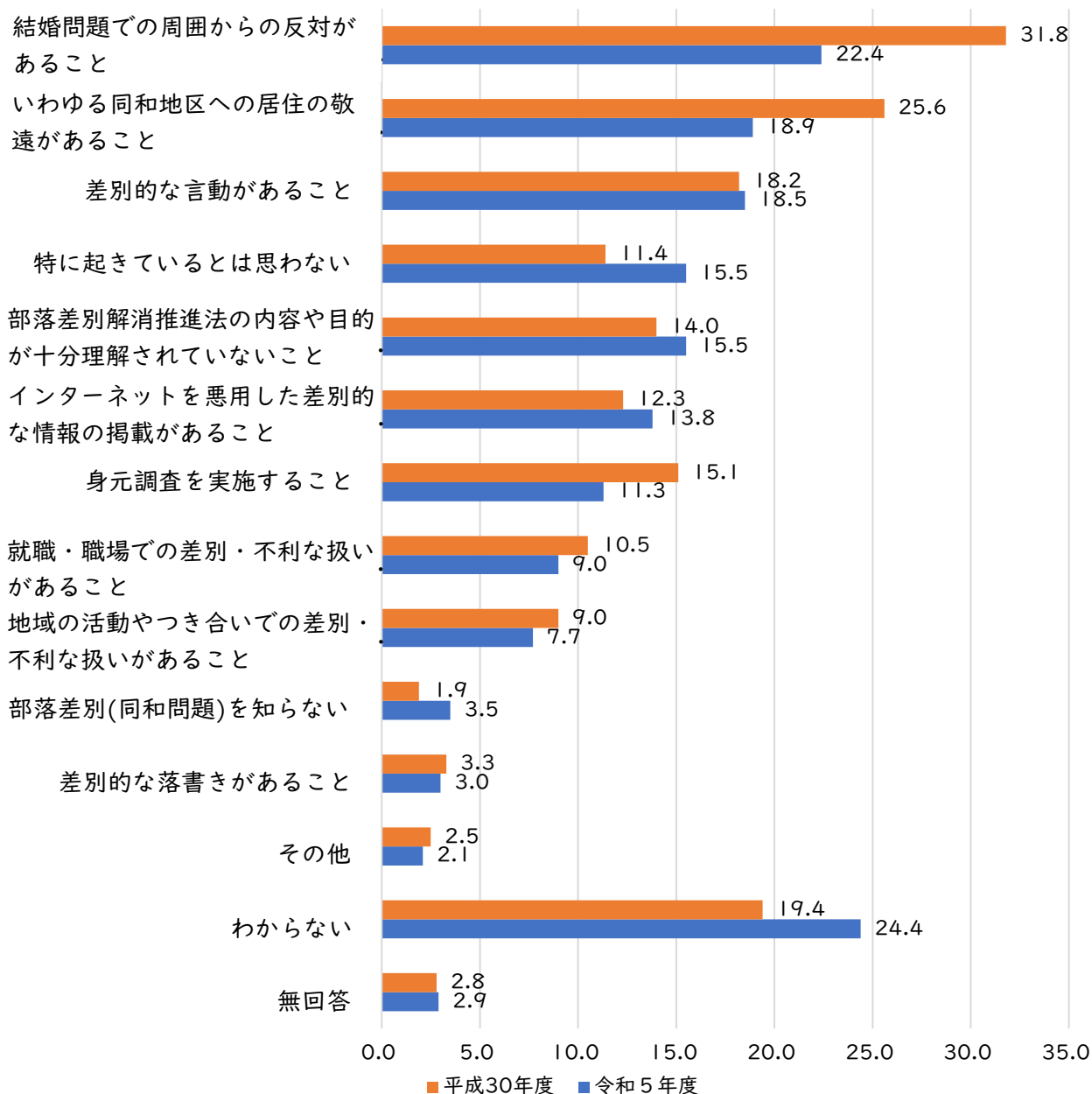
「同和対策事業特別措置法」の施行から 50 年以上のさまざまな取り組みにより、教育上の格差の解消、住環境の改善等は大きく進みました。また、人々の人権意識も高まってきましたが、同和問題がまだ解決されたわけではありません。

現在も、人権や同和問題についての学習が学校や職場、地域でなされています。それは、私たち一人ひとりが同和問題をはじめ多くの人権課題を正しく理解することが、差別の解消に向けて必要なことです。そしてそのことが、自分だけでなく、ともに生きるみんなの幸せにつながります。

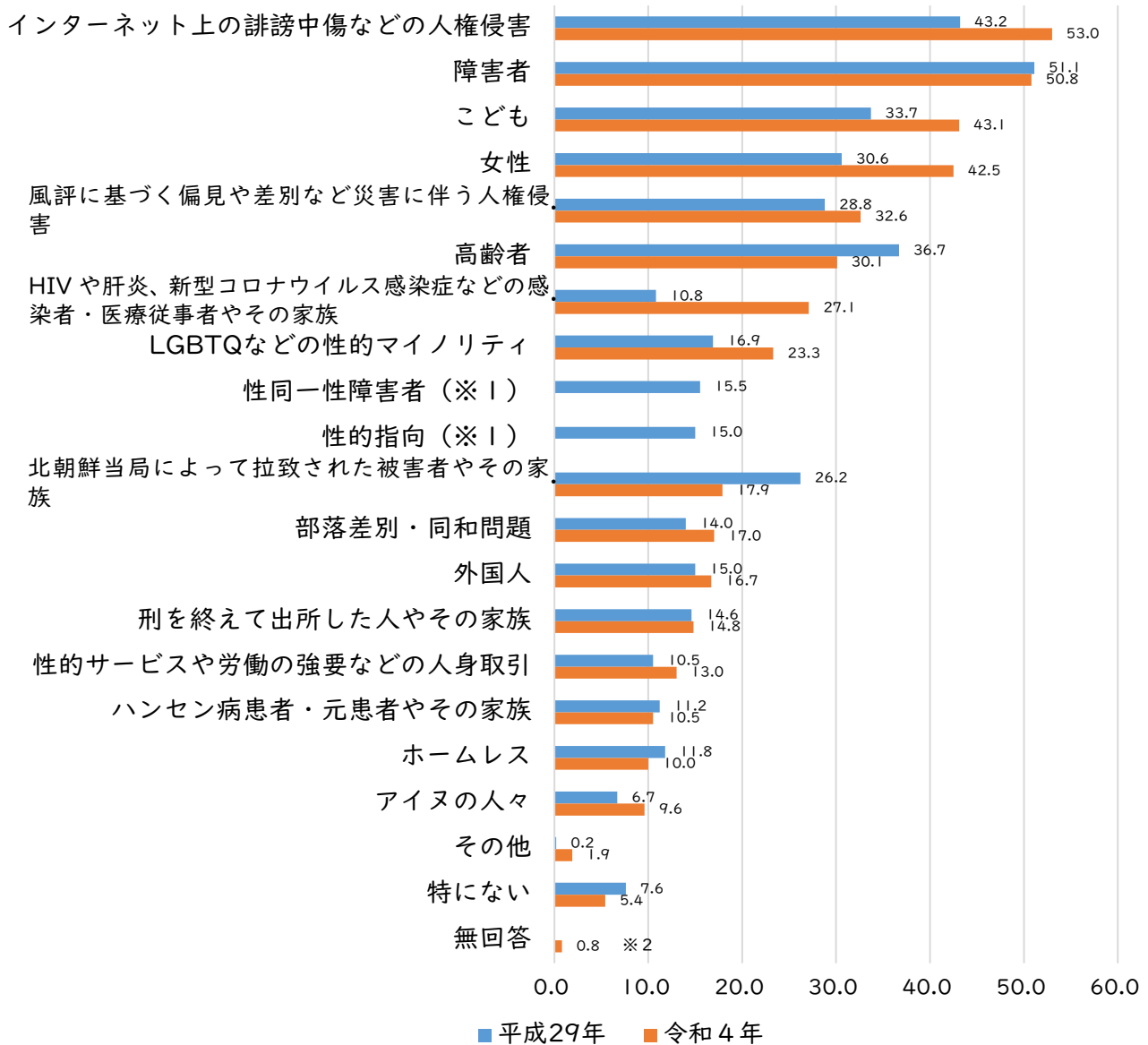
私たちが、すべての人権課題を自分のことと受け止め、何ができるか話し合い、自分たちができることに取り組んでいきましょう。

資料 11 県民意識調査

問 部落差別(同和問題)に関して、あなたは今、特にどのような人権問題が起きていると思われますか。



資料 12 人権課題に関する関心



※1 平成29年10月調査では、項目を「性同一性障害者」と「性的指向」に分けていた。

※2 平成29年10月調査では、項目なし

令和5年度版人権教育・啓発白書（法務省）

- 資料11 部落差別（同和問題）に関して、現在はどうのような課題があるのでしょうか。
- 資料12の人権課題についてあなたはいくつ説明できますか。
- 差別をなくすために、「私」ができることを考えましょう。

◆ C 人権に関する近年のあゆみ

西暦	平成	世界の動き（国際連合関連）	日本の動き（きらめき資料関連）
1995	7	人権教育のための国連 10 年 (1995-2004 年)	□「育児・介護休業法」施行 ◇「高齢社会対策基本法」施行 ■「環境の保全と創造に関する条例」(県)
1996	8	貧困根絶のための国際年	「人権擁護施策推進法」 ●「らい予防法の廃止に関する法律」
1997	9	貧困根絶のための国連 10 年	「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」 ○「アイヌ文化振興法」
1998	10		「人権教育基本方針」(県) △「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」
1999	11	◇国際高齢者年	□「男女共同参画社会基本法」 ■「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」
2000	12	□国連特別総会「女性 2000 年会議」 平和の文化のための国際年 人身取引防止議定書	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 ▽「児童虐待の防止等に関する法律」 ◆「外国人児童生徒にかかわる教育指針」(県) ◇「介護保険法」施行
2001	13	●国連エイズ特別総会 反人種主義・差別撤廃世界会議	「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(県) ■「プロバイダ責任制限法」 □「配偶者暴力防止法」
2002	14	地球サミット	「人権教育・啓発に関する基本計画」
2003	15	国連識字の 10 年：すべての人に教育を	■「個人情報保護法」 ★「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」
2004	16	人権教育のための世界計画 【第 1 フェーズ】(2005-2009)	
2005	17	持続可能な開発のための教育 (ESD) の 10 年	▲「犯罪被害者等基本法」施行 ◇「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 △「発達障害者支援法」施行
2006	18	△障害者の権利に関する条約	△「障害者自立支援法」施行 △「バリアフリー新法」 ☆「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」
2007	19	○先住民族の権利に関する国連宣言	
2008	20	第 2 次国連貧困根絶のための 10 年	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」 ○「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」 ■「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」 □「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」 ●「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」
2009	21	世界人権学習年	▽「子ども・若者育成支援推進法」 ▽「青少年愛護条例」改正(県)
2010	22	人権教育のための世界計画 【第 2 フェーズ】(2010-2014) ●ハンセン病差別撤廃決議	□「第 3 次男女共同参画基本計画」

2011	23	人権教育及び研修に関する宣言	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更
2012	24	すべての人のための持続可能エネルギーの国際年	◆「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」施行
2013	25		△「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布 ▽「いじめ防止対策推進法」施行
2014	26	△「障害者権利条約」批准 すべての人のための持続可能なエネルギーの国連の10年	□「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ▽「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」改正
2015	27	人権教育のための世界計画 【第3フェーズ】(2015-2019)	□「第4次男女共同参画基本計画」 ★「性同一性障害にかかる児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(文部科学省通知)
2016	28		△「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ◆「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」公布 ◎「部落差別の解消の推進に関する法律」公布 ▽「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」公布
2017	29		
2018	30	第3次貧困根絶のための10年	
2019	元		○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」 ●「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行 ◆日本語教育の推進に関する法律
2020	2	人権教育のための世界計画 【第4フェーズ】(2020-2024)	
2021	3	児童労働の根絶のための国際年	△「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」 ■「プロバイダ責任制限法」改正 ▽「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」
2022	4		□困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
2023	5		▽「こども基本法」 ▽子ども・若者育成支援推進法改正 ★「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」
2024	6		□「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

□女性、▽子ども、◇高齢者、△障害者、◎同和問題、○アイヌの人々、◆外国人、●HIV感染者・ハンセン病患者等、■情報・環境、▲犯罪被害者等、☆拉致被害者等、★多様性

中学生用人権教育資料

『 き ら め き 』

令和6(2024)年3月作成(同年4月発行)

発行 兵庫県教育委員会

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

06 教 T1-002A4